

新潟市中小企業・小規模事業者  
活性化プラン  
(2019年度～2022年度)

新潟市



## 「新潟市中小企業・小規模事業者活性化プラン」の改定にあたって

本市では、事業所の約99%が中小企業であり、従業者の約8割が中小企業で働くなど、中小企業が本市の経済・雇用を支える大きな役割を担っています。

本年（2019年）5月には改元を控え、一つの時代の節目を迎えますが、平成の時代において、社会経済状況は大きく変化しました。インターネットに代表される新技術の登場やグローバル化の進展などにより、私たちの暮らしや価値観、そしてビジネスの在り方は大きく変わりました。



人口減少・少子高齢社会の進展や国際社会・経済の変動など、現在も変化のただ中にありますが、こうした変化を的確に捉え、リードし、支えてきたのは、創業者・起業者を含めた中小企業であったと認識しています。

一方で、本市も含めわが国では、業績の良し悪しに関わらず、経営者の高齢化に伴う事業承継が大きな課題となっています。また、若者が地域で輝く中小企業をよく知らないまま、首都圏に進学し就職する、就職活動における大企業志向が上昇しているという現実もあります。

こうした課題認識の下、中小企業団体などとの個別の意見交換に加え、関係団体が一堂に会した全体での意見交換会など議論を重ね、「中小企業・小規模事業者活性化プラン」の改定を行いました。

本プランでは、創業しやすい環境づくり、経営力強化・生産性向上に向けた取り組み支援、安定した事業環境の整備と円滑な事業承継の支援、産業を担う人材の確保・育成の支援という4つの方向性を定め、施策を推進することとしました。本プランを今後4年間の新たな指針とし、中小企業の活性化に全力で取り組んでいきます。

結びに、本プランの改定に当たり、熱心な意見交換をしていただきました中小企業の皆さまをはじめ関係各位に心より感謝を申し上げますとともに、本プランの推進に向けて、皆さまの一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

2019年3月

新潟市長 中原八一

## 目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間と見直し時期	
4 取り組みの進捗管理	
第2章 社会経済情勢の変化と市内中小企業の現状、課題	3
1 社会経済情勢の変化 ～2030年までに予想される内外環境変化～	
2 市内中小企業の現状、課題	
第3章 見直しの考え方と重点的取組について	23
重点的取組1 創業後のフォローと地域経済を活性化する創業の支援	
重点的取組2 域外から稼ぐ中小企業の支援	
重点的取組3 強みづくりに取り組む小規模事業者の支援	
重点的取組4 円滑な事業承継・事業再生など事業継続の支援	
重点的取組5 働きやすい職場づくりの推進と産業人材の育成支援	
第4章 本市の施策の方向性	29
I 創業しやすい環境づくりによる創業の活発化	
II 経営力強化・生産性向上に向けた取り組み支援	
III 安定した事業環境の整備、円滑な事業承継の支援	
IV 産業を担う人材の確保・育成の支援	
第5章 施策を推進するための仕組み	62

## ■ 中小企業者，小規模企業者，小企業者の定義

業種	中小企業		小規模企業	
	以下のいずれかに該当		従業員数規模	小企業
	資本金規模	従業員数規模		従業員数規模
①製造業，建設業，運輸業，その他の業種（②～④を除く）※	3億円以下	300人以下	20人以下	5人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	
③サービス業※	5,000万円以下	100人以下		
④小売業	5,000万円以下	50人以下		

※下記業種については，中小企業関連立法における政令に基づき，以下のとおり定められています。

### 【中小企業者】

#### ①製造業

- ・ゴム製品製造業：資本金3億円以下又は従業員900人以下

#### ③サービス業

- ・ソフトウェア業・情報処理サービス業：資本金3億円以下又は従業員300人以下
- ・旅館業：資本金5千万円以下又は従業員200人以下

### 【小規模企業者】

#### ③サービス業

- ・宿泊業・娯楽業：従業員20人以下

### 注

本プランでは，小規模企業の中には「会社」のみならず「個人事業者」も含まれることをわかりやすく表記するため，法令用語として使用する場合を除き，「小規模企業者」を「小規模事業者」と記載します。

### 注

また，「中小企業者」と「小規模事業者」を併せて「中小企業」と記載します。

## 第1章 基本的な考え方

### 1 策定の趣旨

本プランは、新潟市中小企業振興基本条例（以下「条例」という。）に示された基本理念に基づき、中小企業の自主的な努力を基本に、関係団体、市民、市が一体となって、中小企業振興の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しています。

### 2 計画の位置づけ

本プランは、条例第14条に基づき策定する基本計画を指すもので、中小企業の振興施策の方向性等を定めています。中小企業の振興にあたっては、『にいがた未来ビジョン』<sup>(注1)</sup> 及び『新潟市まち・ひと・しごと創生総合戦略』<sup>(注2)</sup> に位置づけながら様々な分野の取り組みを進めます。

注1：本市の総合計画「にいがた未来ビジョン」は基本構想と基本計画で構成され、2015年度から2022年度までの8年間における本市の目指す姿（都市像）を示す計画とし、その実現に向けた政策と施策について掲載しています。また、施策の実現に向けた具体的取り組みを掲載する「実施計画」については、2年毎に策定し進捗管理を行うこととしています。

注2：「まち・ひと・しごと創生法」第9条、第10条に基づき2015年10月に策定した計画。

### 3 計画の期間と見直し時期

本プランにおいては、社会経済情勢に機敏に対応するため、『にいがた未来ビジョン』の終了時点までの4年間（2019年度から2022年度）を計画期間とし、次期プランについてはその時点での社会経済情勢の変化や取り組みの進捗状況を踏まえて適切に見直しを図ることとします。

#### 4 取り組みの進捗管理

中小企業振興に関する重点的な取り組みについては、『にいがた未来ビジョン実施計画』及び『新潟市まち・ひと・しごと創生総合戦略』に位置づけ、そのなかで指標を設定して進捗管理を行います。

## 第2章 社会経済情勢の変化と市内中小企業の現状、課題

### 1 社会経済情勢の変化 ～2030年までに予想される内外環境変化～

#### (1) 将来人口予測

##### ①新潟市の将来人口予測

- 本市の人口は、2005年にピーク（813,847人）を迎えて以降減少が続いています。将来人口の予測では2030年には77万人を、2045年には70万人を割る見込みとなっています。また、少子高齢化が進行する見込みです。

□新潟市の人口推移と将来推計

	2015年	2030年	(2015比)	2045年	(2015比)
人口	810,157	769,821	△ 40,336	688,878	△ 121,279
65歳以上	218,593	250,892	32,299	265,838	47,245
15～64歳	493,100	435,552	△ 57,548	352,249	△ 140,851
0～14歳	98,464	83,377	△ 15,087	70,791	△ 27,673

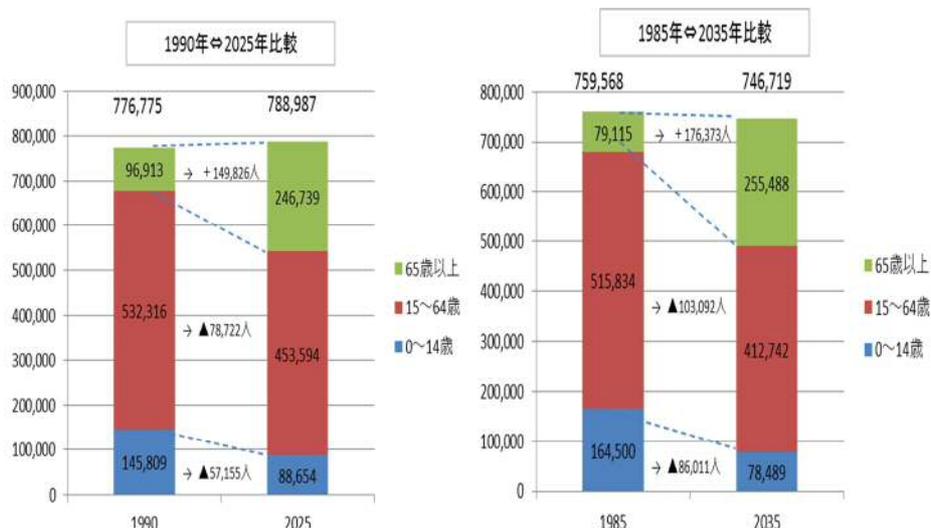
単位：人



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」より政策調整課・産業政策課作成

- ・ 将来的に人口減少が続き、2025年は1990年と、2035年は1985年と同規模の人口となりますが、年齢別の構成比が大きく異なる状況となります。

□年代別の本市の人口構成比較



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」より産業政策課作成

- ・ 生産年齢人口の構成推移をみると、2025年以降は50~59歳の層が占める割合が最も高くなる見込みとなっています。

□本市の生産年齢人口の構成推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」より政策調整課・産業政策課作成

## ②2030年までに予想される内外環境の変化

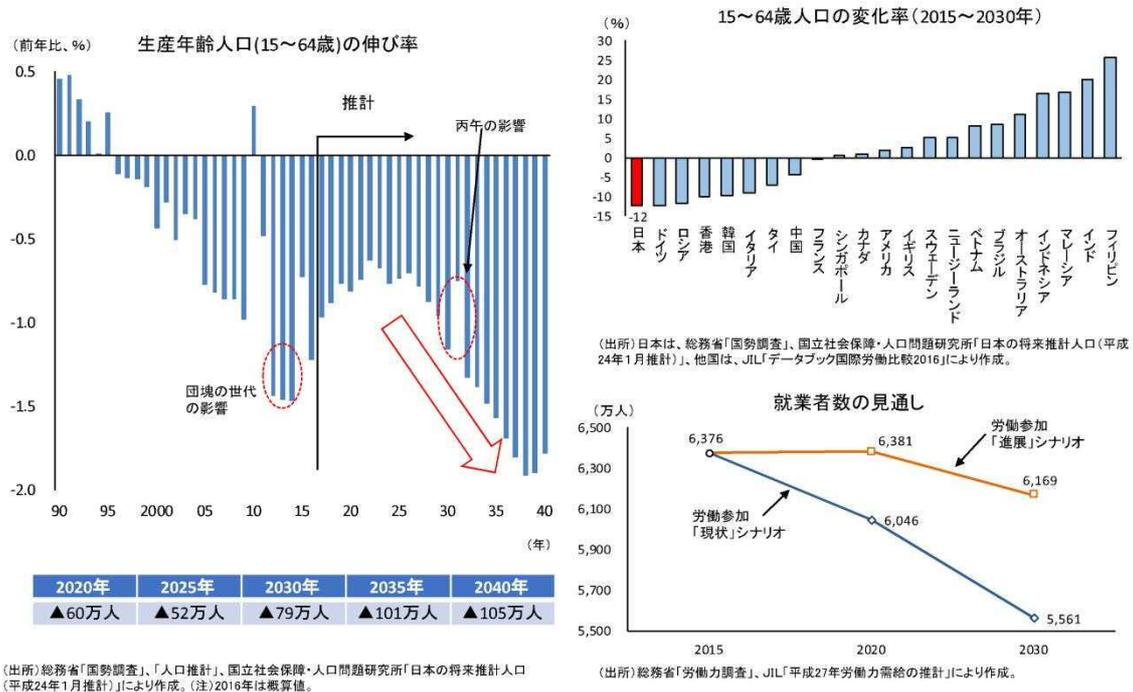
- 2030年までには様々な内外環境の変化が予想されます。経済財政諮問会議の「2030年展望と改革 タスクフォース報告書」によると、日本経済、世界経済を巡っては以下のような変化が訪れると予想されています。  
(以下、経済財政諮問会議「2030年展望と改革 タスクフォース報告書」より主なものを抜粋)

### <日本経済を巡る動き>

(2030年までが一つの山となる人口減少・高齢化)

- 2030年にかけて、生産年齢人口の減少が加速。国際的にみても、日本の生産年齢人口の減少率は大きい。
- 労働参加が進展しても、2030年までに就業者数は減少する見込み。
- 75歳以上人口は2030年に一旦ピークを打ったのち、緩やかに減少。

□生産年齢人口の減少と75歳以上人口の推移



(Society 5.0 (注1) の実現は経済社会に大きなインパクト)

- ・ AI (人工知能)・ロボット・IoT (注2)・ビッグデータの活用により、コストの低減・高付加価値のサービスが提供され、国民生活の利便性や生活の質 (QOL) が向上する。
- ・ 一方で、こうした取組への成否が、我が国産業の国際競争力を左右するほか、国内の産業構造・雇用構造にも大きな影響が予想される。

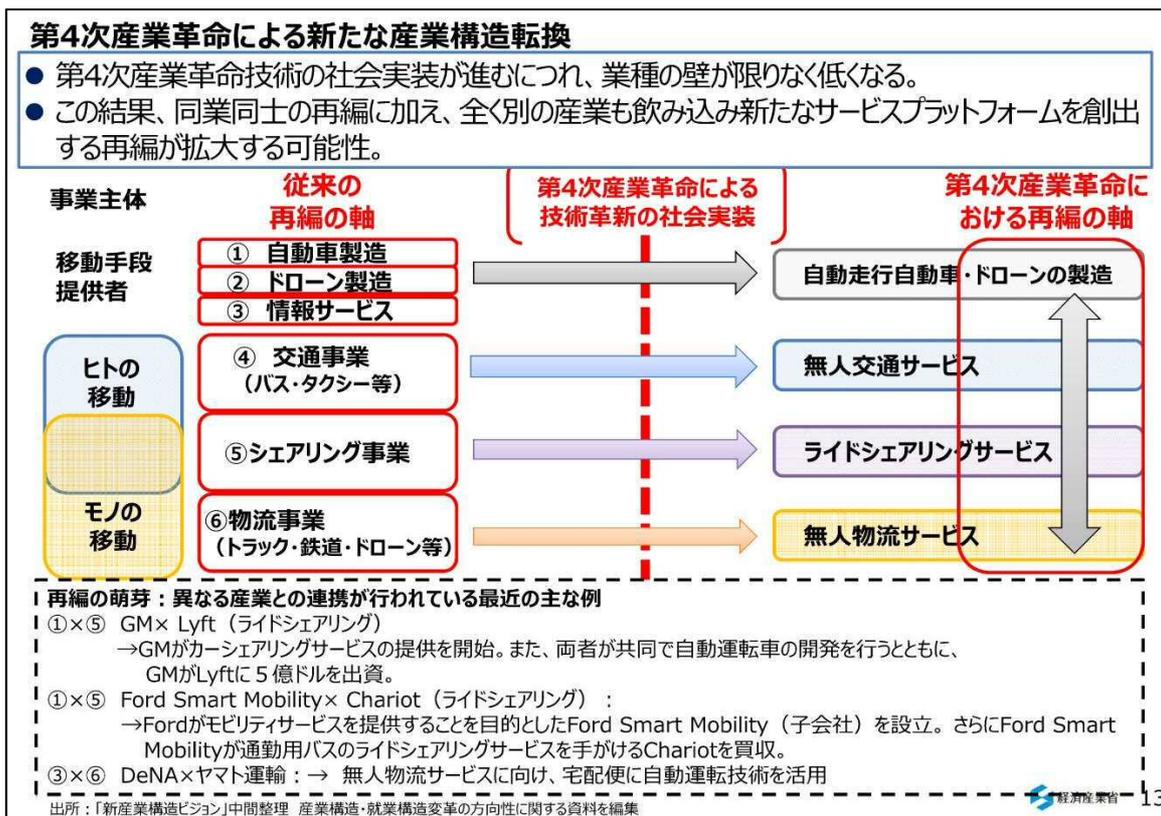
注1：狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもの。

【参考】

IoT、ロボット、人工知能 (AI)、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、これら先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である Society 5.0 の実現を目指しています。(内閣府 HP より)

注2：(注) Internet of Things, モノのインターネット。あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというもの。

□第4次産業革命による産業構造転換



資料：経済産業省「新産業構造ビジョン」

<世界経済を巡る動き>

(世界的な人口移動・人材獲得競争の時代)

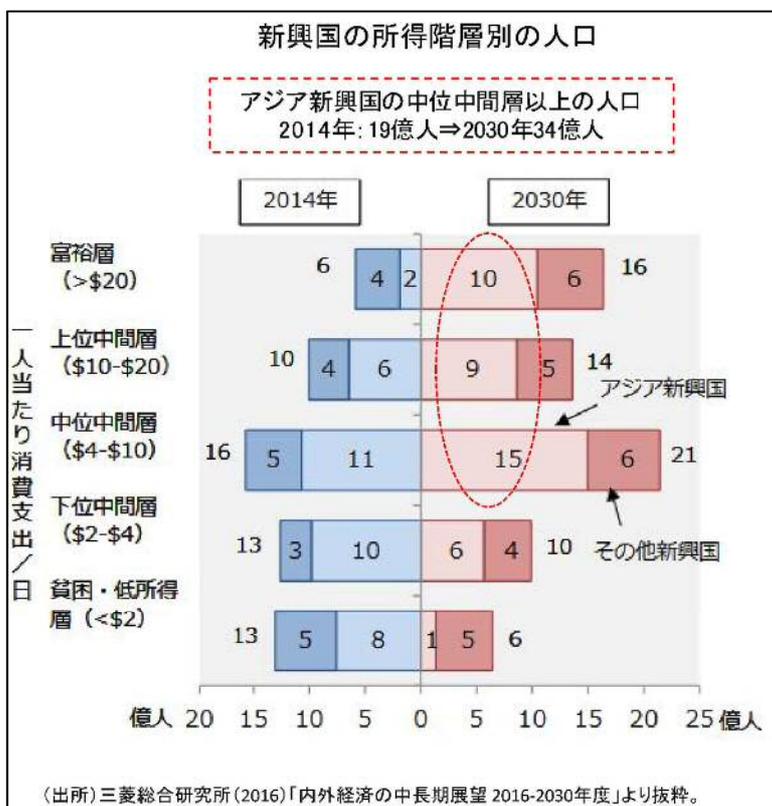
- ・ 2030年にかけて、世界の人口は、新興国を中心に11.5億人増加し85億人に達する。
- ・ 一方、すでに人口オーナス期(注)にある欧米先進国や中国に加え、ASEAN諸国の多くも人口オーナス期入りするなど、高齢化した国々が増加していく。

注：生産年齢人口比率の低下が継続する状態。

(世界経済の中心の変化とアジアにおける巨大な中間層マーケットの出現)

- ・ 世界経済の中心が、欧米から若く活力のある中国・インドを中心としたアジアへと移行する動きがより明確になると考えられる。
- ・ 中国では消費主導による経済成長への経済構造の転換が進み、他のアジア新興国でも中間層、都市人口の拡大が見込まれ、2030年に向けてその動きはさらに進むと考えられる。これは、我が国にとっては地理的に近接する巨大な経済圏が出現するとともに、高い競争力を持つ競争相手の登場をも意味する。

□新興国の所得階層別の人口



## (2) 少子高齢化・人口減少に伴い予想されるビジネス環境の変化

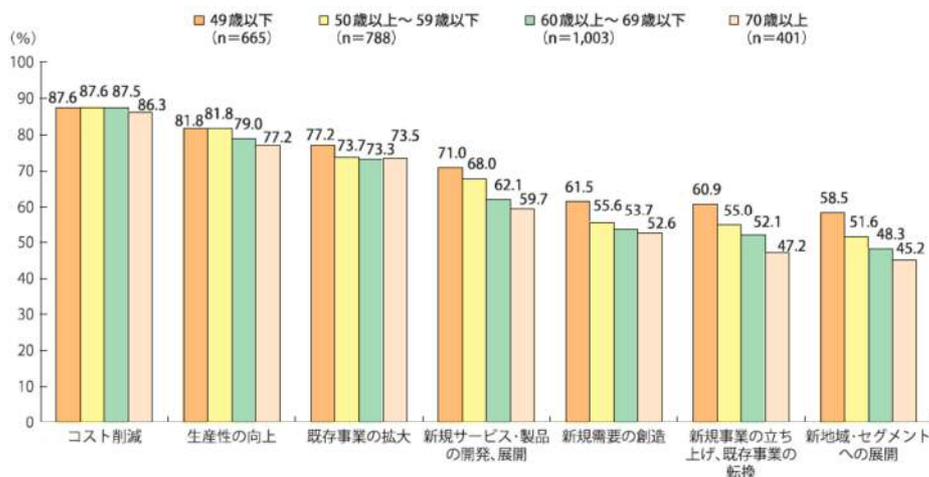
- ・ 少子高齢化・人口減少が進行することによって、マーケットの縮小やニーズの変化、企業における人事リスクなどが予想されます。一例として、以下のような影響が考えられます。
  - 本市周辺地域も含め、家計消費が減少。小売店等の事業所が減少し、対事業所サービス等成り立たなくなる業種が発生。新規顧客との接点も減少。
  - 来店型の購入から、電子商取引を通じた配達、出張型サービスなどの増加など、購買方法が変化。
  - 中高年層従業員の増大や若年層人材の争奪等による人件費増加。
  - 経営者や従業員の高齢化がさらに進み、新事業展開や技術等の活用・対応が遅れる可能性。また、介護離職が増加する可能性。

### □新潟県における人口減少による地域社会への影響

- ・ 新潟県家計消費の見通し試算  
2012年 4兆9,948億円 → 2040年 3兆8,328億円  
(2012年比 ▲23.3%)
- ・ 県内小売業事業所数の見通し試算  
2012年 23.6千所 → 2040年 18千所 (2012年比 ▲23.7%)

資料：『新潟県人口ビジョン』より産業政策課作成

### □経営者の年齢別に見た今後3年間のリスクテイク行動への意欲

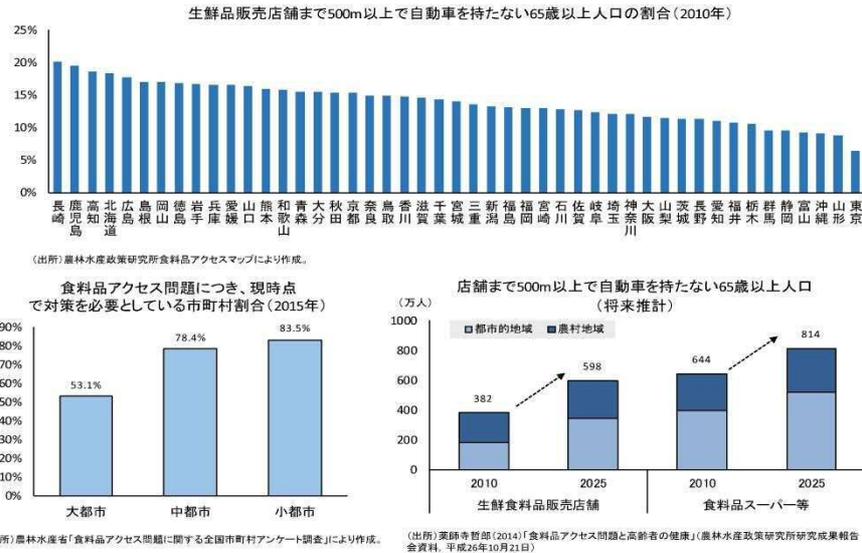


資料：中小企業庁委託「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」(2015年12月、(株)帝国データバンク)  
(注) 複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

資料：中小企業庁「中小企業白書 2016」

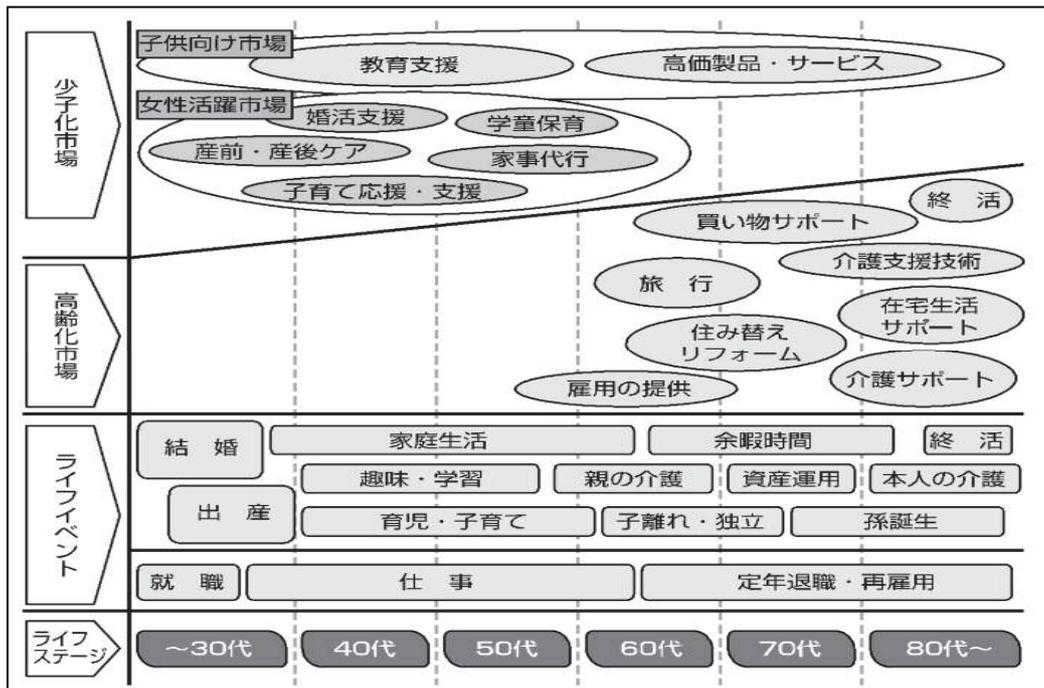
- 一方で、高齢化に伴う高齢者の生活や健康、福祉、介護の分野で新たなニーズに対応するビジネスが、また少子化に対応した市場では、子ども一人にかけられる金額の増加による高価な製品やサービスに着目したビジネスや、保育や教育、家事のサポートなど女性の社会進出に伴うビジネスが注目されるなど、少子高齢化に伴いビジネス環境にも変化が起こっています。

□ 高齢化に伴う食料品アクセス問題



資料：内閣府経済財政諮問会議「2030年展望と改革タスクフォース報告書(参考資料集)」

□ 少子化対策と高齢化のビジネス



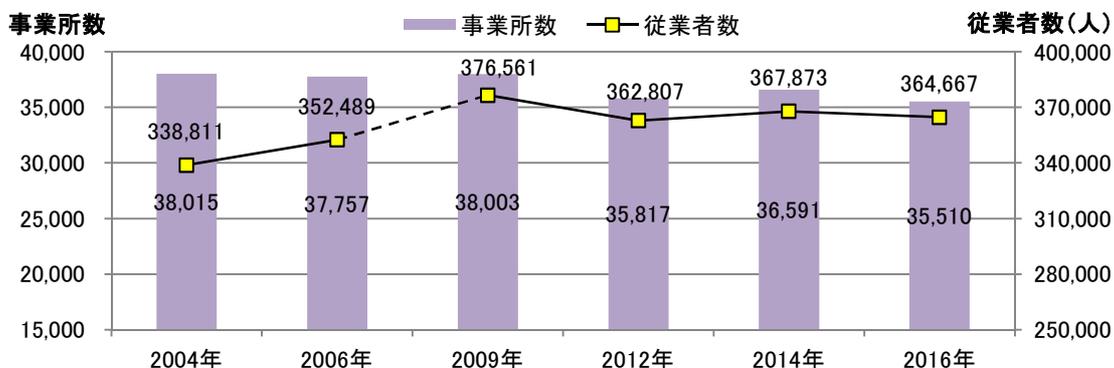
資料：日本政策金融公庫「調査月報」2015年12月号

## 2 市内中小企業の現状、課題

### (1) 本市の産業や雇用を支える中小企業・小規模事業者の状況

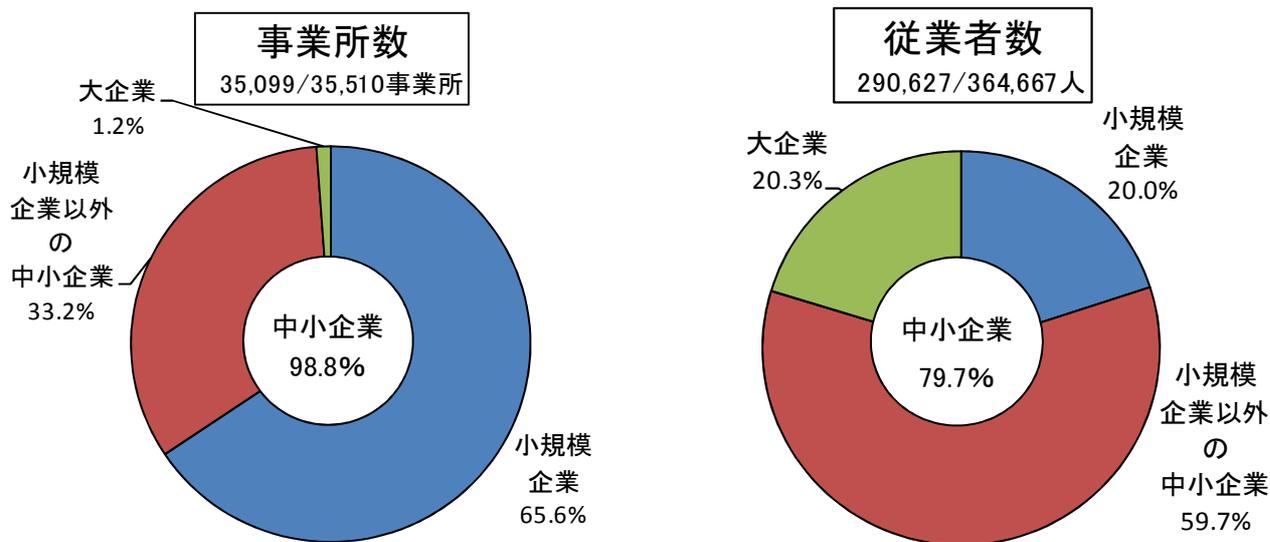
- ・ 中小企業基本法による定義（従業者数要件のみ適用）に準じて本市中小企業の規模を推計すると、事業所全体の98.8%が中小企業（うち、小規模企業65.6%）であり、従業者数全体の79.7%が中小企業（うち、小規模企業20.0%）に勤務しています。
- ・ 市内事業所数、従業者数は2009年をピークに緩やかな減少傾向となっています。

□新潟市内 事業所数、従業者数の推移〔民営〕



資料：総務省「事業所・企業統計調査（2004年・2006年）」、総務省・経済産業省「平成21年経済センサス-基礎調査結果」、「平成24年経済センサス-活動調査結果」、「平成26年経済センサス-基礎調査結果」、「平成28年経済センサス-活動調査結果」より産業政策課作成

□新潟市内 事業所規模別事業所数及び従業者数構成比〔民営〕の推計（2016年）



資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査（確報）」より産業政策課作成

- ・ 市内の民営事業所数の産業別構成比をみると、第3次産業が8割を超え、なかでも「卸売業，小売業」が27.3%と大きな割合を占めています。次いで「宿泊業，飲食サービス業」（12.2%）、「建設業」（10.6%）となっています。

□産業大分類別の市内事業所数の推移

【実数】【構成比】 項 目	市内事業所数の推移							
	2009年		2012年		2014年		2016年	
総数	38,003		35,817		36,591		35,510	
第1次産業	152	0.4%	153	0.4%	147	0.4%	139	0.4%
農業，林業	149	0.4%	150	0.4%	142	0.4%	135	0.4%
漁業	3	0.0%	3	0.0%	5	0.0%	4	0.0%
第2次産業	6,585	17.3%	6,115	17.1%	6,033	16.5%	5,811	16.4%
鉱業，採石業，砂利採取業	18	0.0%	9	0.0%	12	0.0%	8	0.0%
建設業	4,277	11.3%	3,956	11.0%	3,882	10.6%	3,765	10.6%
製造業	2,290	6.0%	2,150	6.0%	2,139	5.8%	2,038	5.7%
第3次産業	31,266	82.3%	29,549	82.5%	30,411	83.1%	29,560	83.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	30	0.1%	31	0.1%	32	0.1%	32	0.1%
情報通信業	464	1.2%	440	1.2%	434	1.2%	412	1.2%
運輸業，郵便業	882	2.3%	827	2.3%	830	2.3%	801	2.3%
卸売業，小売業	10,875	28.6%	10,151	28.3%	10,064	27.5%	9,692	27.3%
金融業，保険業	650	1.7%	652	1.8%	629	1.7%	634	1.8%
不動産業，物品賃貸業	1,978	5.2%	1,836	5.1%	1,955	5.3%	1,759	5.0%
学術研究，専門・技術サービス業	1,525	4.0%	1,421	4.0%	1,489	4.1%	1,472	4.1%
宿泊業，飲食サービス業	4,657	12.3%	4,233	11.8%	4,447	12.2%	4,316	12.2%
生活関連サービス業，娯楽業	3,741	9.8%	3,587	10.0%	3,660	10.0%	3,571	10.1%
教育，学習支援業	1,313	3.5%	1,231	3.4%	1,282	3.5%	1,265	3.6%
医療，福祉	2,385	6.3%	2,495	7.0%	2,855	7.8%	2,951	8.3%
複合サービス事業	221	0.6%	183	0.5%	197	0.5%	183	0.5%
サービス業（他に分類されないもの）	2,545	6.7%	2,462	6.9%	2,537	6.9%	2,472	7.0%

資料：総務省・経済産業省「平成21年経済センサス-基礎調査結果」，「平成24年経済センサス-活動調査結果」，「平成26年経済センサス-基礎調査結果」，「平成28年経済センサス-活動調査結果」より産業政策課作成

- ・ 従業者数の産業別構成比についても第3次産業が約8割を占めており、なかでも大きな割合を占めているのは「卸売業、小売業」(22.6%)、「医療、福祉」(13.6%)となっています。

□産業大分類別の市内従業者数の推移

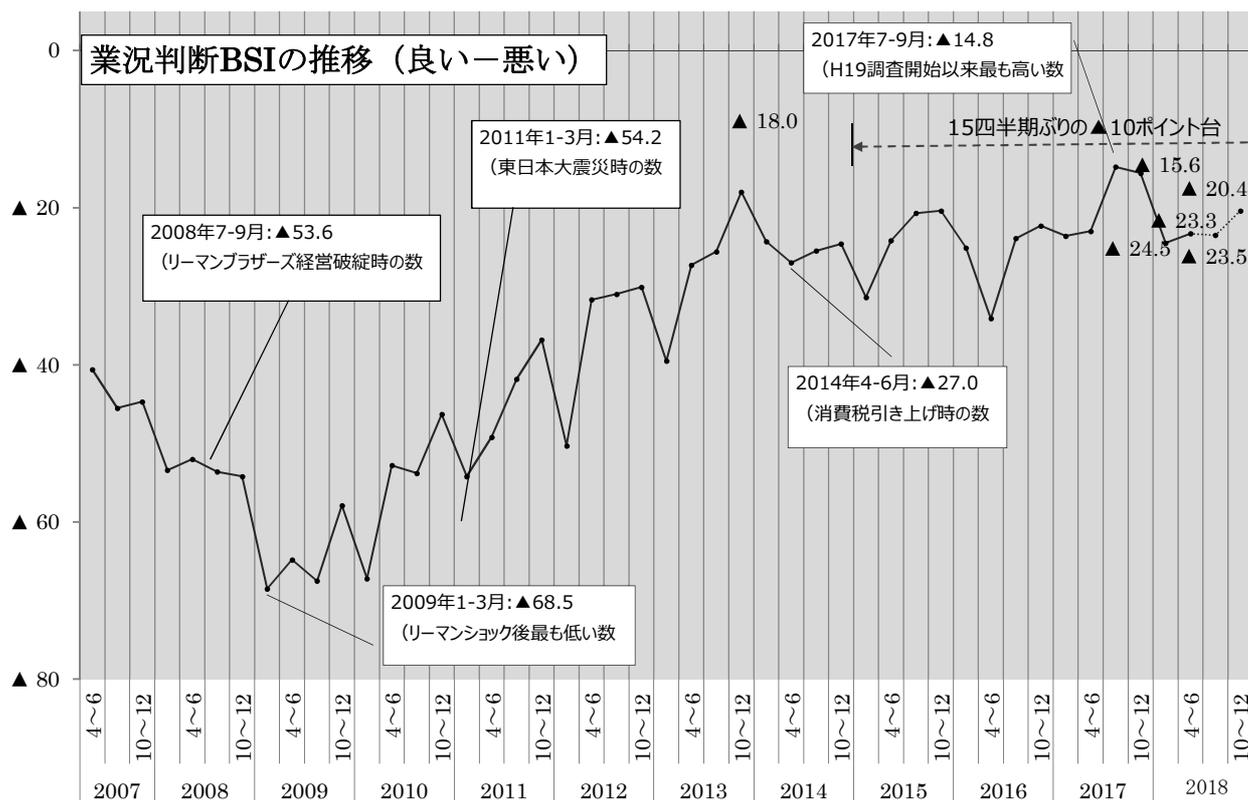
【実数】【構成比】		市内事業所の従業者数の推移							
項	目	2009年		2012年		2014年		2016年	
	総数	376,561		362,807		367,873		364,667	
第1次産業		1,895	0.5%	1,807	0.5%	1,887	0.5%	2,006	0.6%
	農業、林業	1,809	0.5%	1,738	0.5%	1,818	0.5%	1,953	0.5%
	漁業	86	0.0%	69	0.0%	69	0.0%	53	0.0%
第2次産業		79,137	21.0%	74,542	20.5%	73,296	19.9%	72,771	20.0%
	鉱業、採石業、砂利採取業	378	0.1%	262	0.1%	376	0.1%	232	0.1%
	建設業	36,461	9.7%	33,583	9.3%	32,940	9.0%	32,590	8.9%
	製造業	42,298	11.2%	40,697	11.2%	39,980	10.9%	39,949	11.0%
第3次産業		295,529	78.5%	286,458	79.0%	292,690	79.6%	289,890	79.5%
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,400	0.4%	1,402	0.4%	1,455	0.4%	1,669	0.5%
	情報通信業	8,078	2.1%	8,277	2.3%	8,552	2.3%	8,156	2.2%
	運輸業、郵便業	26,155	6.9%	24,054	6.6%	24,402	6.6%	23,691	6.5%
	卸売業、小売業	90,041	23.9%	82,977	22.9%	84,084	22.9%	82,456	22.6%
	金融業、保険業	11,073	2.9%	10,800	3.0%	10,770	2.9%	11,065	3.0%
	不動産業、物品賃貸業	8,194	2.2%	7,155	2.0%	7,429	2.0%	7,269	2.0%
	学術研究、専門・技術サービス業	10,182	2.7%	9,460	2.6%	9,944	2.7%	9,685	2.7%
	宿泊業、飲食サービス業	32,776	8.7%	32,267	8.9%	32,805	8.9%	32,796	9.0%
	生活関連サービス業、娯楽業	17,052	4.5%	16,278	4.5%	17,527	4.8%	16,518	4.5%
	教育、学習支援業	13,423	3.6%	13,132	3.6%	11,883	3.2%	12,667	3.5%
	医療、福祉	38,259	10.2%	43,580	12.0%	49,398	13.4%	49,604	13.6%
	複合サービス事業	2,296	0.6%	1,887	0.5%	2,375	0.6%	2,058	0.6%
	サービス業(他に分類されないもの)	36,600	9.7%	35,189	9.7%	32,066	8.7%	32,256	8.8%

資料：総務省・経済産業省「平成21年経済センサス-基礎調査結果」,「平成24年経済センサス-活動調査結果」,「平成26年経済センサス-基礎調査結果」,「平成28年経済センサス-活動調査結果」より産業政策課作成

## (2) 市内事業所の業況感

- ・本市が市内 2,000 事業所に対して年 2 回実施している「新潟市景況調査」における市内事業所の業況感は、2017 年 7 月－9 月期に▲14.8 ポイントとなるなど 2007 年の調査開始以降で最も高い水準となっていますが、いまだマイナス圏にあり、先行きは不透明な状況であるといえます。

□市内事業所の業況判断 BSI（全体）の推移

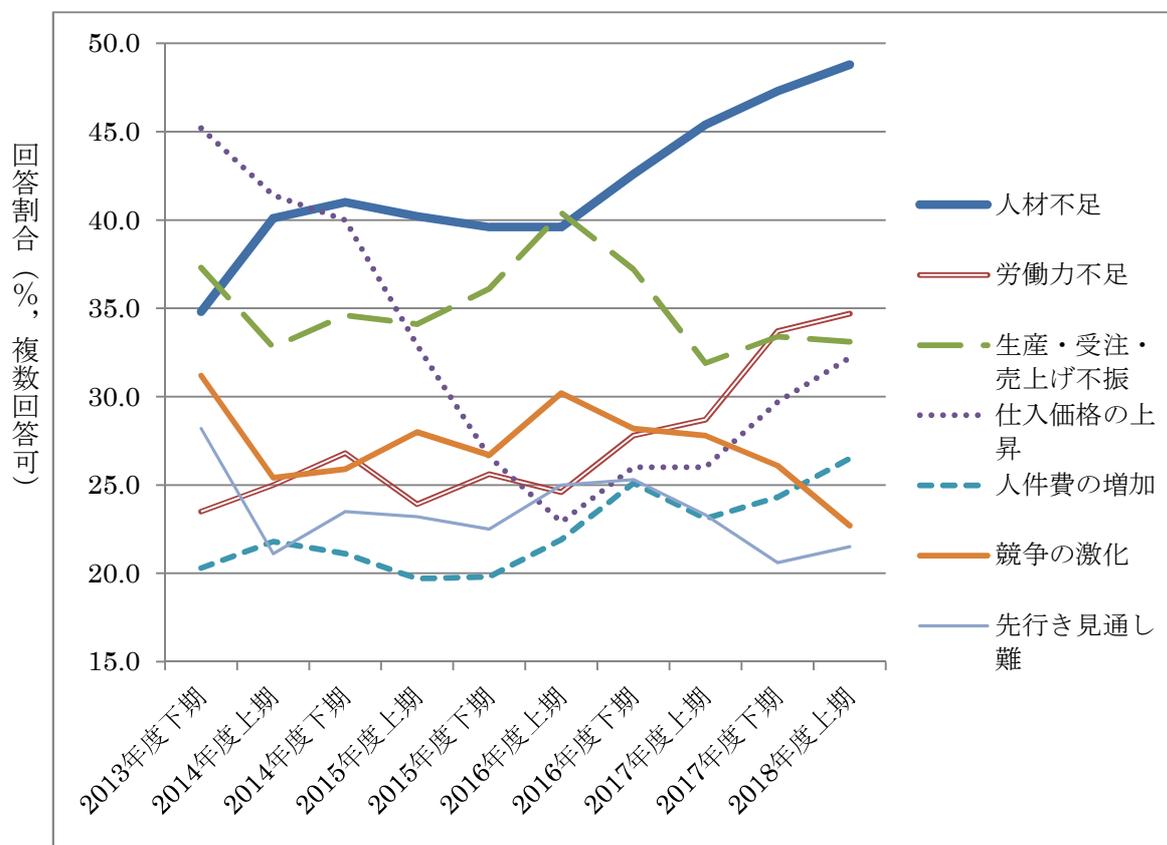


資料：新潟市「景況調査」より産業政策課作成

(3) 市内事業所の経営上の問題

- ・本市景況調査では、業況感等のほか「経営上の問題」についても設問項目を設け、中小企業・小規模事業者の課題について調査していますが、回答のあった選択肢（複数回答可）のうち、過去5年間の各調査で上位5つに入った課題の変遷を追ってみると、次のグラフのような変化が見られます。
- ・経営上の問題は年々変化を続けていますが、直近では「人材不足」及び「労働力不足」の割合が高くなっており、人手不足が市内事業所の大きな課題となっています。

□新潟市景況調査「経営上の問題」において過去5年間で上位5位に入った項目の推移



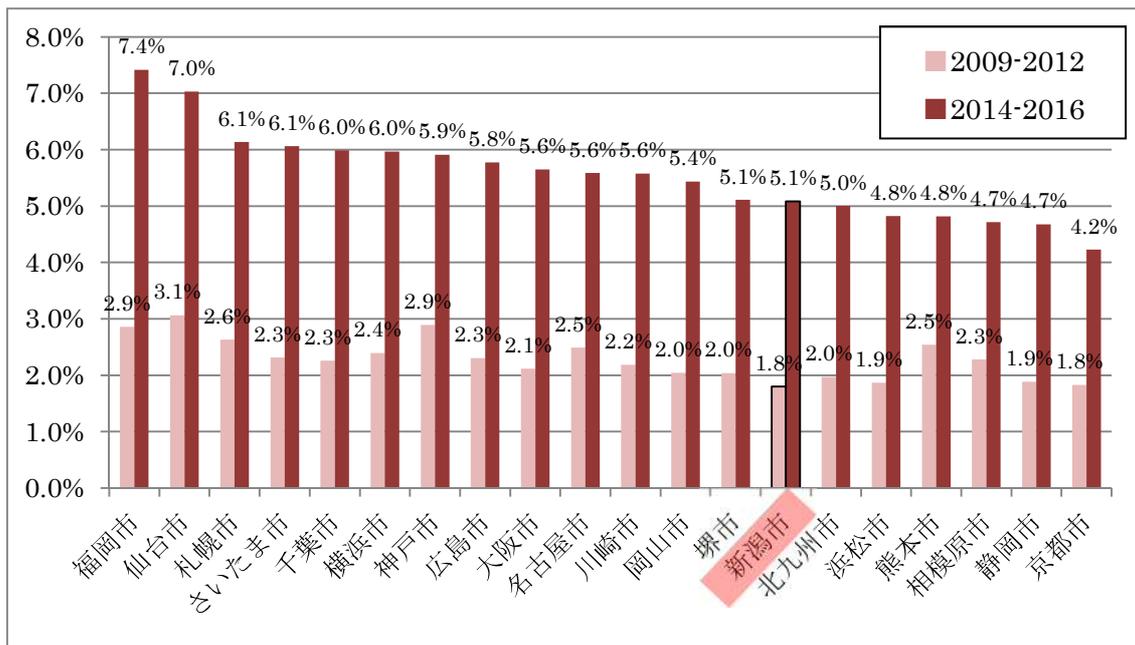
資料 新潟市「景況調査」より産業政策課作成

(4) 市内事業所の開業率・廃業率の推移

- 市内事業所の開業率は、2009年－2012年開業率<sup>注</sup>を比較したものでは20政令市中最低位でした。2014年－2016年開業率は同14位と上昇してきているものの、20政令市中低位に位置しています。

注：開業率は、「①新設事業所を年平均にならした数」の「②期首において既に存在していた事業所」に対する割合であり、①/②で求める。

□事業所開業率の政令市比較

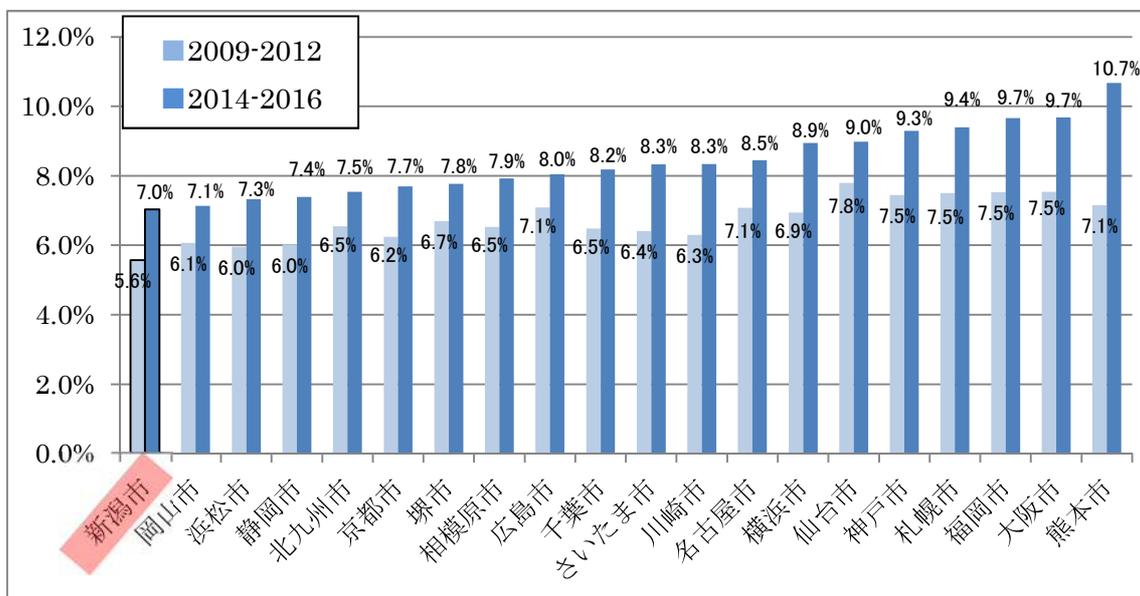


資料：総務省・経済産業省「平成21年経済センサス-基礎調査結果」, 「平成24年経済センサス-活動調査結果」, 「平成26年経済センサス-基礎調査結果」, 「平成28年経済センサス-活動調査結果」より産業政策課作成

- ・ 市内事業所の廃業率注は、20 政令市中で最も低い状況が続いています。

注：廃業率は、「①廃業事業所を年平均にならした数」の「②期首において既に存在していた事業所」に対する割合であり、①／②で求める。

□事業所廃業率の政令市比較

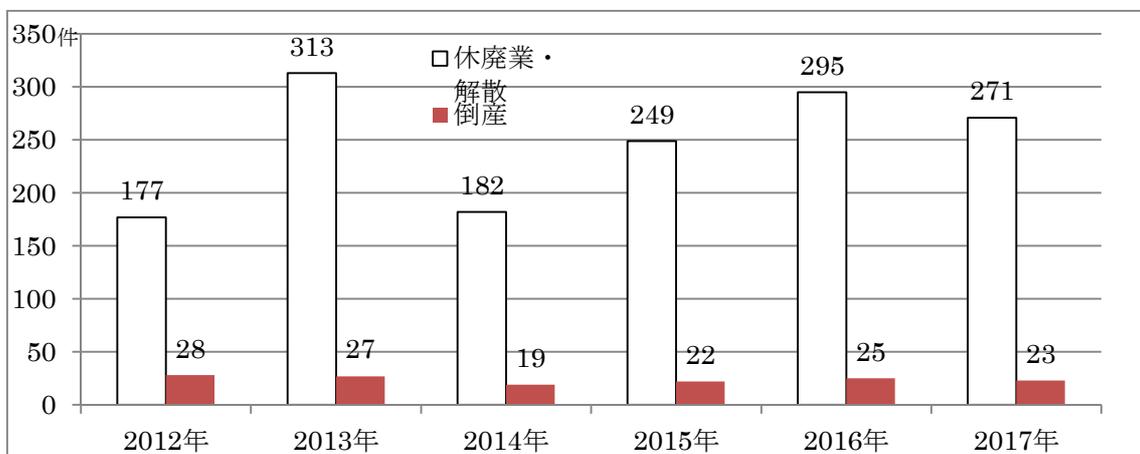


資料：総務省・経済産業省「平成 21 年経済センサス-基礎調査結果」, 「平成 24 年経済センサス-活動調査結果」, 「平成 26 年経済センサス-基礎調査結果」, 「平成 28 年経済センサス-活動調査結果」より産業政策課作成

### (5) 市内企業の倒産、休廃業・解散の状況

- ・ 本市の廃業率は 20 政令市で最も低くなっていますが、休廃業・解散が倒産件数の 10 倍前後で推移している状況です。

□市内企業の倒産、休廃業・解散の推移



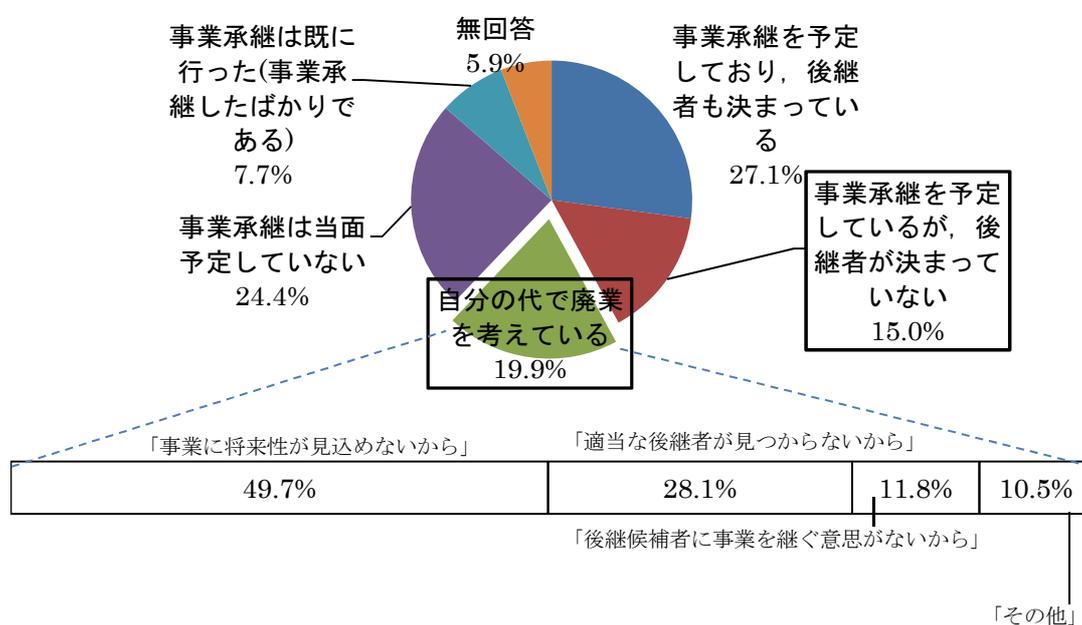
注記：企業倒産件数は法的整理による倒産，負債 1,000 万円以上のもの。「休廃業」とは，企業活動を停止している状態。「解散」とは，企業が解散した状態。

資料：帝国データバンク「新潟県「休廃業・解散」動向調査」より産業政策課作成

(6) 市内事業所の事業承継の状況

- ・本市景況調査において事業承継の予定について尋ねたところ、「事業承継を予定しているが、後継者が決まっていない」と回答した事業所は15.0%でした。
- ・また、「自分の代で廃業を考えている」と回答した事業所は19.9%で、そのうち「事業に将来性が見込めないから」(49.7%)が最も多く、次いで「適当な後継者が見つからないから」(28.1%)、「後継候補者に事業を継ぐ意思がないから」(11.8%)となっています。

□市内事業所の事業承継の予定

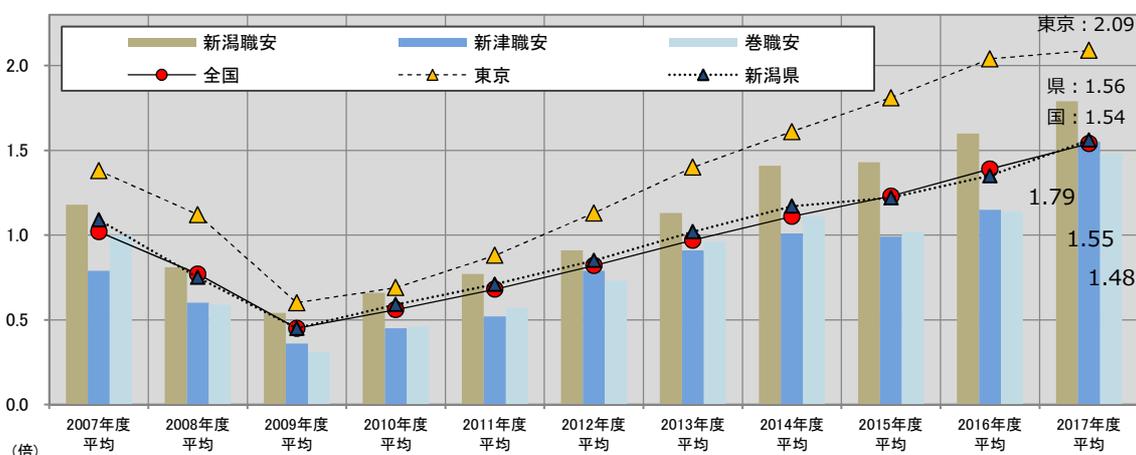


資料：新潟市「平成27年度下期新潟市景況調査」より産業政策課作成

(7) 有効求人倍率と人手不足

- ・新潟市内を管轄するハローワーク（新潟・新津・巻）における有効求人倍率は、2009年度を底として年々増加傾向にあります。
- ・新規求人数についても増加基調にあります。（新潟管内の新規求人数は、2018年8月まで22カ月連続で前年同期比増。ただし、2018年9月は同2.4%の減少）
- ・本市景況調査においても、経営上の問題として「人材不足」「労働力不足」と回答した事業所の割合は年々増加しています。（(3) 参照）

□有効求人倍率の推移（新規学卒者を除きパートタイムを含む全数）〔全国、東京都、新潟県、新潟市内職安〕



資料：新潟労働局「最近の雇用失業情勢」等より産業政策課作成

(8) 首都圏等と比較した賃金の状況

○最低賃金の推移

- ・新潟県の最低賃金は上昇していますが、全国順位は25位（2018年）で首都圏や近隣県と比較すると低い水準となっています。

□新潟県・首都圏・近隣県の最低賃金の推移 単位：円

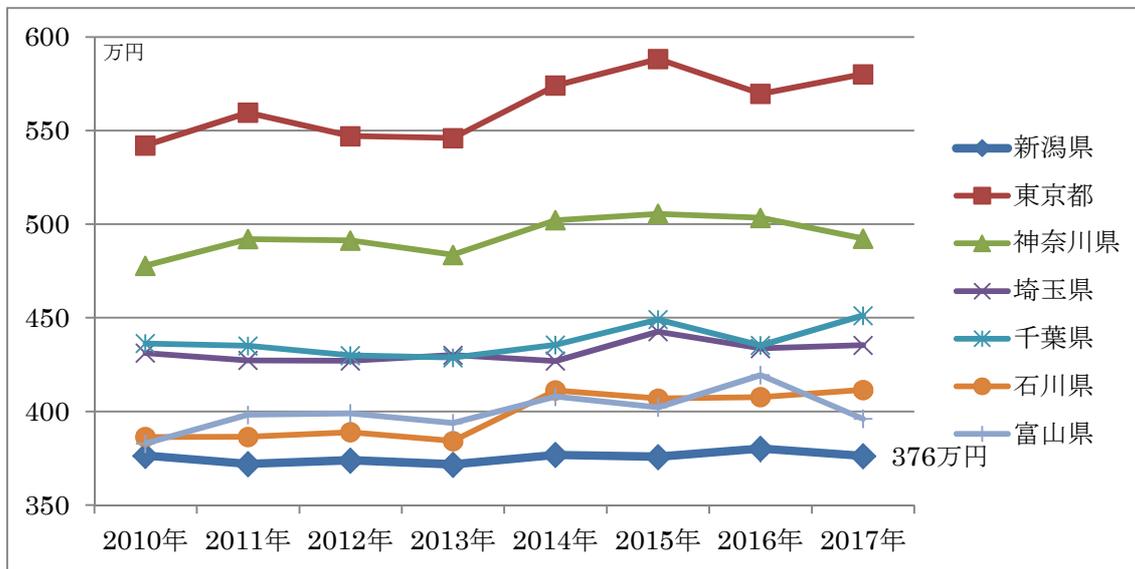
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
新潟県	683	689	701	715	731	753	778	803
東京都	837	850	869	888	907	932	958	985
神奈川県	836	849	868	887	905	930	956	983
埼玉県	759	771	785	802	820	845	871	898
千葉県	748	756	777	798	817	842	868	895
石川県	687	693	704	718	735	757	781	806
富山県	692	700	712	728	746	770	795	821

資料：厚生労働省「地域別最低賃金改定状況」より産業政策課作成

### ○一人当たり賃金の推移

- 新潟県の一人当たり賃金は376万円（2017年）で全国順位は34位となっており、首都圏、近隣県と比べて低い水準となっています。

□一人当たり賃金の推移



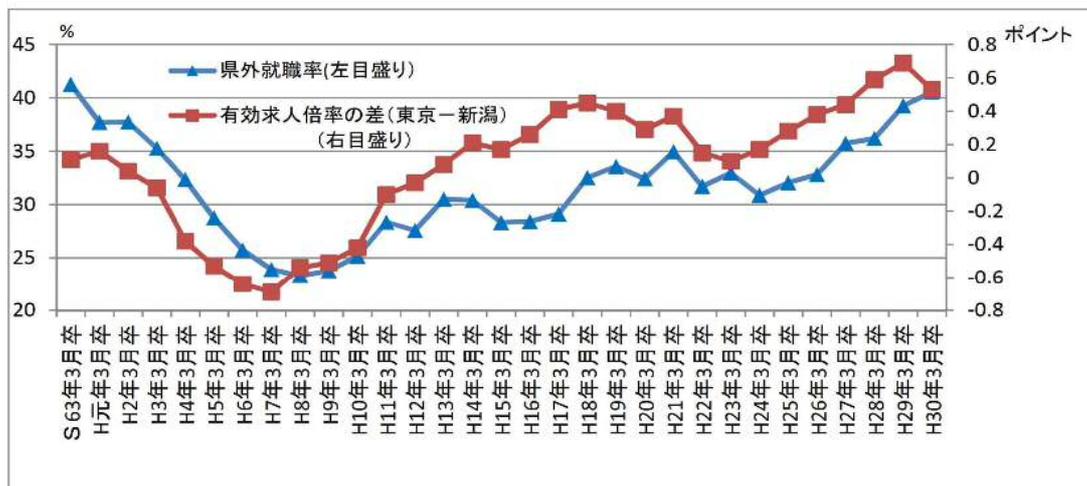
資料：地域経済分析システム（RESAS）「一人当たり賃金」（出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より産業政策課作成）

注記：所定内給与額（月単位）×12か月＋年間賞与その他特別給与額で算出。常用労働者のうち「一般労働者」のみ集計（「短時間労働者」は含まない）。

### ○大卒等県外就職率と有効求人倍率の関係

- 東京と新潟の有効求人倍率の差に応じて、県外就職率が上下変動する関係がみられます。

□大卒等県外就職率と有効求人倍率の関係



資料出所：新潟労働局及び東京労働局「学卒業業務統計」「一般職業紹介業務統計」

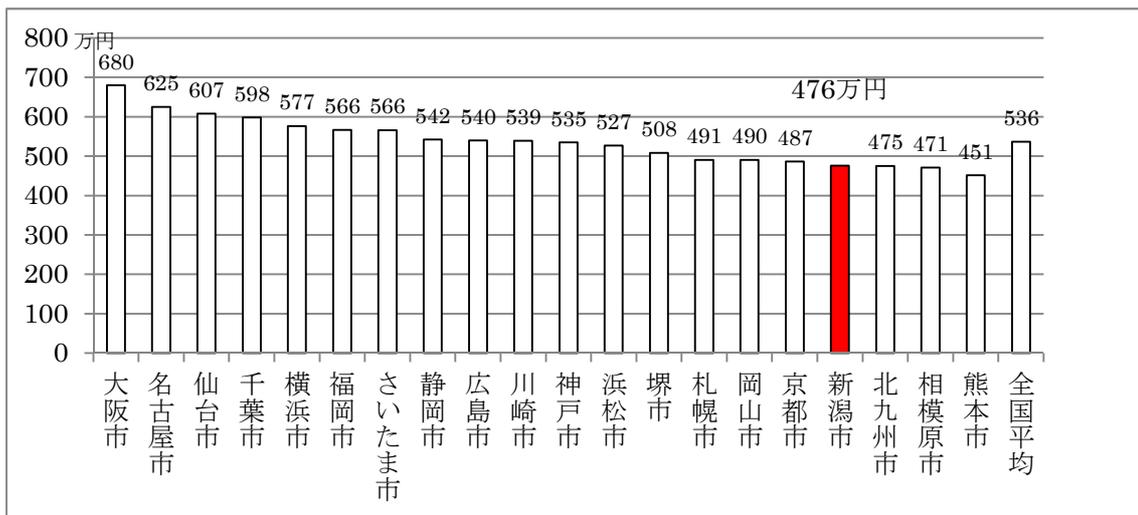
資料：新潟市まち・ひと・しごと創生アドバイザー会議資料

(9) 市内事業所の付加価値額の状況

○市内事業所の事業従事者一人当たりの付加価値額の政令市比較

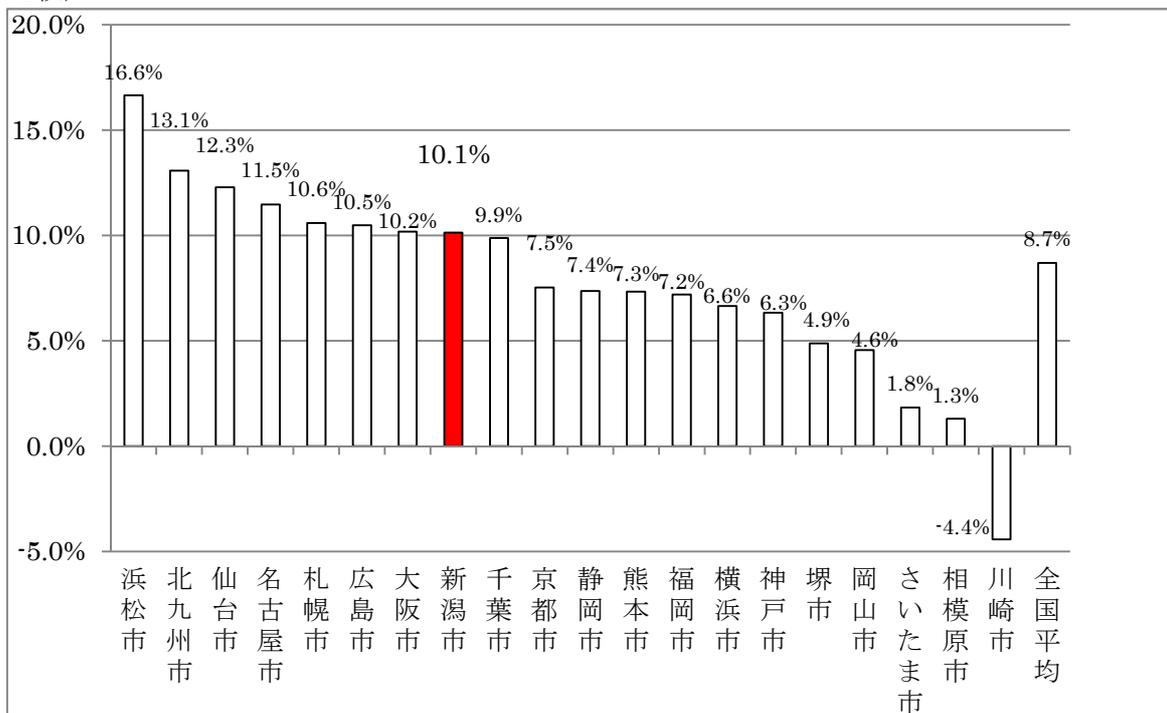
- ・市内事業所の事業従事者一人当たりの付加価値額は、476万円（2016年）と20政令市中で低位に位置していますが、2012年と2016年を比較した増減率は10.1%と20政令市中で8位となっています。

□市内事業所の事業従事者一人当たりの付加価値額の政令市比較（2016年）



注記：付加価値額＝売上高－費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）＋給与総額＋租税公課  
資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査結果」より産業政策課作成

□市内事業所の事業従事者一人当たりの付加価値額増減率の政令市比較（2012年－2016年比較）

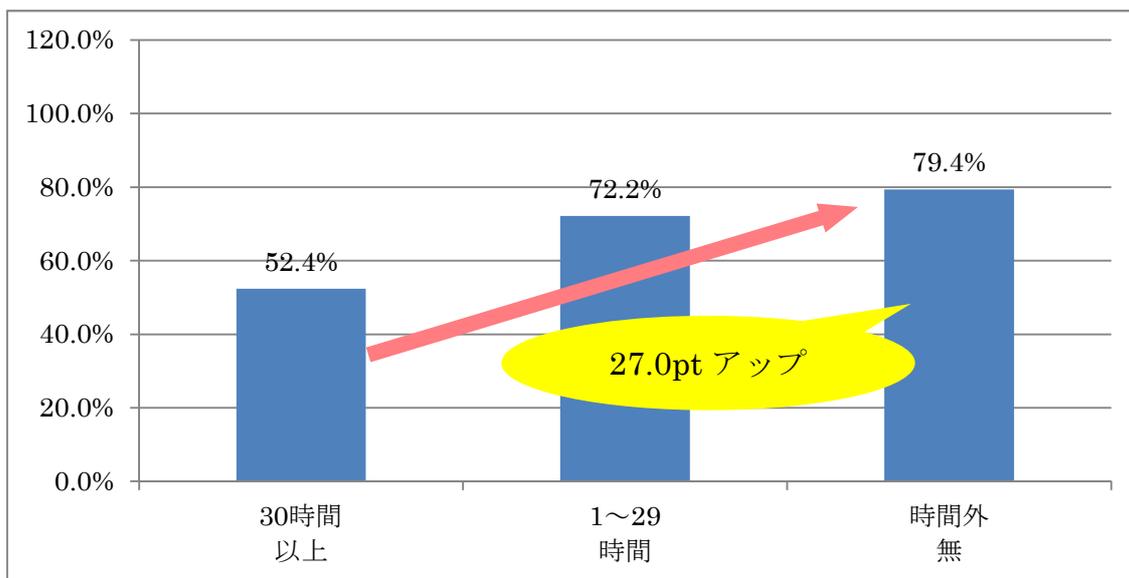


注記：付加価値額＝売上高－費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）＋給与総額＋租税公課  
資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」、「平成28年経済センサス-活動調査結果」より産業政策課作成

(10) 働きやすい職場環境の要請

- ・ 時間外労働が少なくなり休日数が多くなると求人1人当たりの応募者数が増加する傾向にあります。

□時間外労働による紹介率

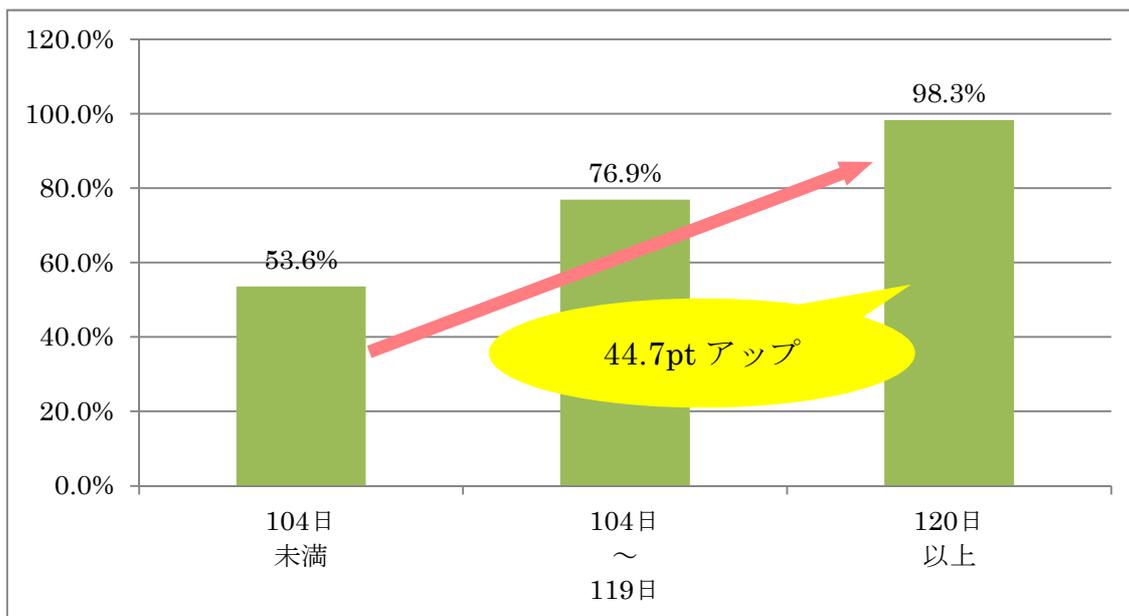


注記：紹介率＝求人1人当たりの応募者数

：2016年9月～2017年8月に新潟県内ハローワークで受理された正社員求人90,374人

資料：新潟労働局「大学等職業紹介業務連絡会議」会議資料より雇用政策課作成

□年間休日数による紹介率



注記：紹介率＝求人1人当たりの応募者数

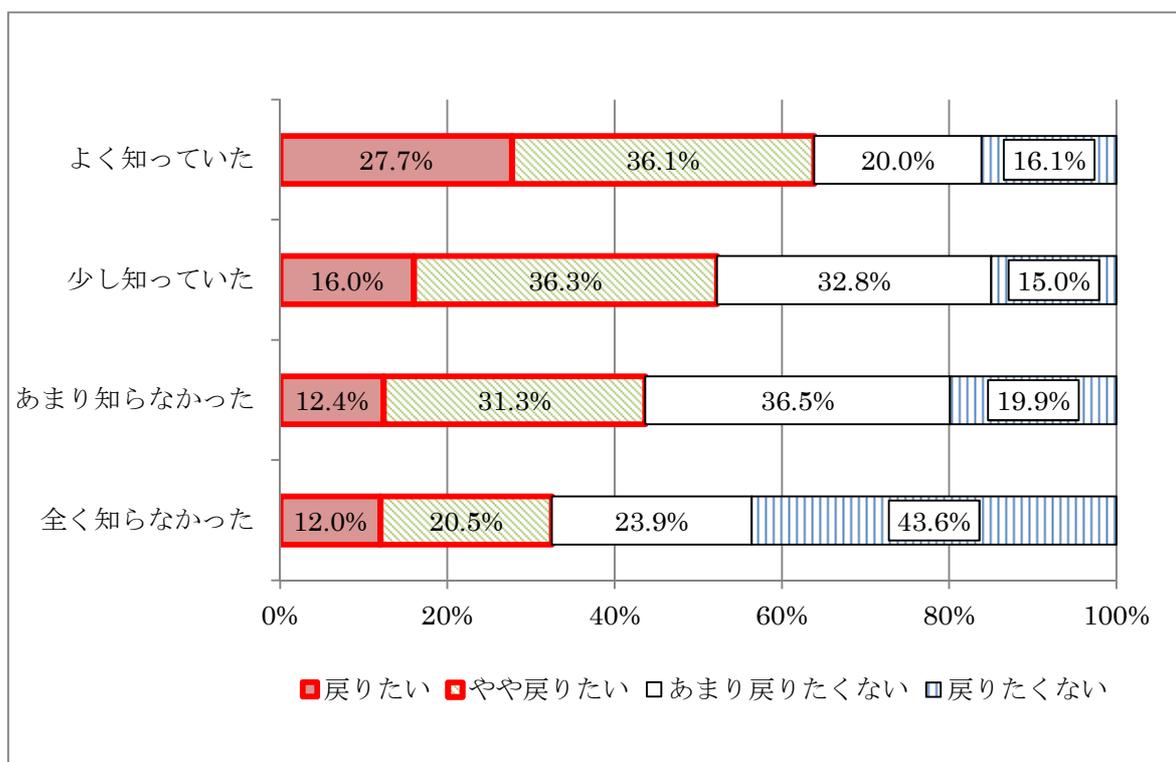
：2016年9月～2017年8月に新潟県内ハローワークで受理された正社員求人90,374人

資料：新潟労働局「大学等職業紹介業務連絡会議」会議資料より雇用政策課作成

(11) 地元企業の認知度とUターン就職の状況

- ・ 本県出身の首都圏大学卒業者のUターン就職率は31.5%(2017年3月卒：新潟県調べ)、地元大学卒業者の県内就職割合は55.1%(2018年3月卒)となっています。
- ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構によると、高校時代までに地元企業の認知度が高い場合、Uターンの希望割合は上昇することから、若者の地元就職には、「雇用の受け皿の確保」、「働きやすさ」に加え、「地元企業を知ること」が重要な要素となっています。

□高校時代までの地元企業の認知度別Uターン希望割合



資料：労働政策研究・研修機構「地方における雇用創出—人材還流の可能性を探る—」(2017)より雇用政策課作成

## 第3章 見直しの考え方と重点的取組について

- ・ 人手不足により、需要増加への対応難、時間外労働の増加、事業の縮小、新事業・新分野展開の停滞など、市内中小企業に様々な影響が出ています。人口減少・少子高齢社会の進行を踏まえると、人手不足の継続のほか、長期的な域内マーケットの縮小、事業所数の減少など様々な影響が懸念されます。また、経済のグローバル化によるさらなる競争の激化やICT（情報通信技術）の広がりによる変革、消費者の価値観の多様化など、ビジネス環境は今後も変化を続け、これまでの価値観や過去の成功パターンを継続するだけでは、事業の成長や継続が難しくなると考えられます。
- ・ こうした状況のなか、中小企業は、経営判断の速さや顧客との距離の近さといった強みを活かして柔軟に対応し、この変化をチャンスとすることが求められています。また、新たな製品・サービスや雇用を生み地域経済に活力をもたらす創業の活発化がより重要になります。
- ・ 本市では、統計データからだけでは把握できない中小企業の実態や、今後の施策の方向性などについて、中小企業団体や支援機関等と意見交換を行いながら、本プランの改定作業を進めてきました。意見交換を通しては、**中小企業が付加価値を高め生産性を向上する取り組みや、地域経済を活性化する創業を重点的に後押しすることで、「時代の流れに沿って、新しい仕事とお金を生み出すことが必要であり、中小企業の成長・持続的発展が、持続可能なまちをつくる」という方向性が出されました。**
- ・ これらを踏まえ、後述する施策の全体像「本市の施策の方向性」（第4章）のうち、以下の5つを今後4年間の重点的取組として推進していきます。

### 「本市の施策の方向性」のうち、重点的に取り組む5つの項目

- 重点的取組1 創業後のフォローと地域経済を活性化する創業の支援
- 重点的取組2 域外から稼ぐ中小企業の支援
- 重点的取組3 強みづくりに取り組む小規模事業者の支援
- 重点的取組4 円滑な事業承継・事業再生など事業継続の支援
- 重点的取組5 働きやすい職場づくりの推進と産業人材の育成支援

## 重点的取組 1 創業後のフォローと地域経済を活性化する創業の支援

### <意見交換で出された意見>

- ・ 創業の数や開業率を追うだけでなく、しっかりと継続していける事業に磨き上げたり、将来雇用を生みだせるような支援に取り組んでほしい。
- ・ 創業後は、ビジネスのつながりづくりに試行錯誤している方が多い。
- ・ 固定客が定着しづらい創業後 1～2 年が資金的に厳しく、この時期を支えてほしい。
- ・ 成功事例が紹介されることが多いが、上手くいかなかった事例も共有したほうが創業の質を高めることにつながるのではないか。
- ・ 面白いことをやる人が集まる、集積する場所を設け、賃料をかなり安く設定するなどして、面白い・キャッチーな創業が増えていく仕掛けを検討しても良い。
- ・ 同じような業種や事業内容の創業が増えると競合が増え安売り競争に陥り付加価値が上がらない可能性がある。他との差別化を図るためにも、関係支援機関でアイデアやノウハウを共有して総合的に支援する仕組みをつくれないうか。

### <基本的な考え方>

- ・ 人口減少の進行等に伴い、市内事業所数の減少が予想されます。こうした状況のなか、地域の活力を維持し地域経済の活性化を図るには、既存中小企業の振興のほか、創業を通じた新たな需要や雇用の創出等を促す必要があります。本市では 2014 年度に産業競争力強化法に基づく『新潟市創業支援等事業計画』(注)を策定し、関係団体と連携しながら、創業前から創業後まで切れ目のない支援を行っています。
- ・ 関係団体との意見交換では、創業後の厳しい時期のフォロー強化や雇用の創出につながる創業支援について意見が寄せられました。現在行っている資金面での支援だけでなく、先輩創業者や創業者同士、支援機関などと様々なつながりをつくり・保ちながら創業・事業活動を行える環境を整えます。
- ・ アイデア創出のプロセスを学ぶ機会の提供など通じて、高い付加価値を生む創業の促進や機運の醸成を図ります。

注：産業競争力強化法に基づき、地域の創業を促進する施策として 2014 年 10 月に策定した計画。この計画に基づき、市及び支援機関（新潟 I P C 財団、商工会・商工会議所、地域金融機関等）が連携して、市内における創業を支援しています。

## 重点的取組2 域外から稼ぐ中小企業の支援

### <意見交換で出された意見>

- ・ 人手不足の真の解決は見合った給料を払うこと。そのためには新商品開発や県外・海外も含めた販路を拡げ付加価値を上げていくべき。人口減少は止められないので全体で生産性を上げる必要がある。
- ・ 市内はサービス業が多いが、域外から稼いでくる産業がしっかりしていないと地域内でお金が循環しない。
- ・ 域内のマーケットが縮小するなかで、域外から稼がないといけない。手を組めるパートナーを探しているが、情報が乏しいのでサポートがあると良い。
- ・ 工業用地がなく製造業で創業を諦めかけたケースがある。
- ・ 新潟で強みのある食品製造業を「見せながら売る」「体験できる」という観光資源としても磨く。インバウンド（外国人の訪日旅行）も見据え、分散させないという視点。
- ・ 食など、地域の強みを活かして付加価値を高め、企業が連携しながら外に売っていくことが必要。
- ・ 県内総生産は伸びていない。全部ではないが右肩上がりの企業が無いと地域の豊かさは維持できない。

### <基本的な考え方>

- ・ 人口減少の進行等に伴い、域内のマーケットの縮小が予想される中、県外・海外への販路開拓・拡大、インバウンドなども含め、積極的に“外貨”を獲得することが不可欠となります。域外から外貨を稼ぐ中小企業が存在することで、域内のサービス業への波及も期待されます。
- ・ 社会経済情勢が大きく変化する中では、既存の事業にこだわらず変化に対応し、新市場の開拓や第二創業、企業内ベンチャー（注）等も含めた積極的な新事業展開により、新たな付加価値の創造への取り組みが重要となっています。
- ・ このことから、産業集積を活かした連携や、地域資源の活用など地域の強みを活かした、域外から稼ぐ中小企業の様々な競争力強化の取り組みを支援します。
- ・ また、工業用地やまちなかでのオフィス需要など、事業実施に必要な用地の確保を民間と一体となって取り組みます。

注：社内において新規有望ビジネスを育成する制度、または新規有望ビジネスを行う組織。本来の組織に捉われず独立した会社のような形態で業務を行う。

### 重点的取組3 強みづくりに取り組む小規模事業者の支援

#### <意見交換で出された意見>

- ・ 小さな店でも、客単価が高い特定の顧客が付いている店や、オンリーワンのサービスを求めて県外から顧客が来る店もある。価格だけでは大企業・大型店と勝負にならない。価格以外の付加価値を見つけ磨き上げることが小規模事業者には必要。
- ・ 小規模事業者が生き残るには結局のところ接客が大事。オンリーワン、コト消費<sup>(注)</sup>、買物が楽しいというサービスを提供しなければ生き残れない。それが商売の原点。新しいものも取り入れながら他社が真似できない質まで高めることが重要。
- ・ 中小企業は小回りが利くところを活かしてビジネスを探す。中小企業は顧客と直接接していることが強み。顧客が困っていることがビジネスになる。
- ・ コンサルティングの重要性を改めて感じている。新潟IPC財団など、伴走してコンサルティングする機能の充実を図ってほしい。

注：商品やサービスを購入したことで得られる、使用価値を重視した消費傾向

#### <基本的な考え方>

- ・ 小規模事業者の強みとして、顧客との距離の近さや地域に根付いた事業活動、意思決定の速さなどといった強みを活かした顧客ニーズの把握力、要望に応じた柔軟な製品・サービスの提供、充実したアフターサービスの提供などが挙げられます。小規模事業者が持続的に事業活動を行うためには、こうした価格以外の強みを見つけ、磨き上げることがますます重要となることから、関係団体とも連携し、強みづくりの取り組みを支援します。
- ・ また、商店街や中心市街地といったエリア全体の戦略を考え、マネジメントしていく組織や人材を育てることでよりまちの魅力が高まり、結果としてまちを構成する小規模事業者の経営発展につながるとの観点から、商店街・中心市街地の活性化の取り組みを支援します。

#### 重点的取組4 円滑な事業承継・事業再生など事業継続の支援

##### <意見交換で出された意見>

- ・ 事業を再生するには、自社の経営状況等を正確に把握してもらうことが第一歩。そこがうまくいって初めて事業承継の話につながる。それを関係機関が連携し面的に支援する体制が必要。
- ・ 経営者に気づいて変化してもらうことが重要。補助金目当てでは本当の変化は期待できない。そこは第三者からの助言などが大切で、コンサルティングやセミナーなどを通じて、気づき、行動してもらうきっかけを増やす必要がある。
- ・ 事業計画を策定する、POSレジでデータ収集し状況を把握する、など自社の現在地を把握することから次の一步に進む。それを促していくことが大切。
- ・ 最悪の事態を避けるため、必要に応じて廃業や転業を第三者の助言により進めていくことも必要。
- ・ コンсалティングの重要性を改めて感じている。新潟IPC財団など、伴走してコンサルティングする機能の充実を図ってほしい。(再)

##### <基本的な考え方>

- ・ 中小企業の事業承継が全国的な課題となっており、本市でも外部専門人材による相談体制を強化するなど対応を行っているところです。意見交換のなかでは、円滑な事業承継に至るには、事業の将来性や安定性が重要な要素となる一方で、自社の状況について正確に把握していない中小企業も一定数存在するとの意見も多く寄せられました。
- ・ このため、まずは自社の経営状況等を正確に把握してもらう企業の“健康診断”が事業再生などの行動を促すきっかけとなり、ひいては事業承継につながると考えられることから、関係機関と連携した企業の経営状況の分析などを通じて、円滑な事業承継・事業再生など事業継続を支援します。

## 重点的取組5 働きやすい職場づくりの推進と産業人材の育成支援

### <意見交換で出された意見>

- ・ 人手不足の中、元気な高齢者の雇用が重要。業務の時間帯を工夫するなどして、これまで採用してこなかった層が働きやすくなるよう考えなくてはいけない。
- ・ シニア専門のハローワークなど雇用延長だけでない別の受け皿が必要。
- ・ 家事援助への支援など女性が働きやすい環境整備が必要。
- ・ 社員、経営者自身の健康に気を配るべき。地域通貨との連携などでインセンティブを与え分かりやすく健康づくりに取り組んでもらえるような仕掛けなども考えては。
- ・ いろいろな企業が自由に見学できる時期があると、社員がそれを企画することを通して頑張れる。自社の良さなどを見つめ直し、自分の会社が何をやっているかも発信できるし、ある会社が発信したのを見に行ったりするなかで自分達の努力によって会社が元気になる。
- ・ 地域で生まれ育った子どもたちが外に出ていくというのは非常に大きな経済損失。小さい時からこんな会社があるとか、新潟はこんな良い場所だということも教えて、ここで働きたい、生活したいと思ってもらえるような環境づくりが必要。

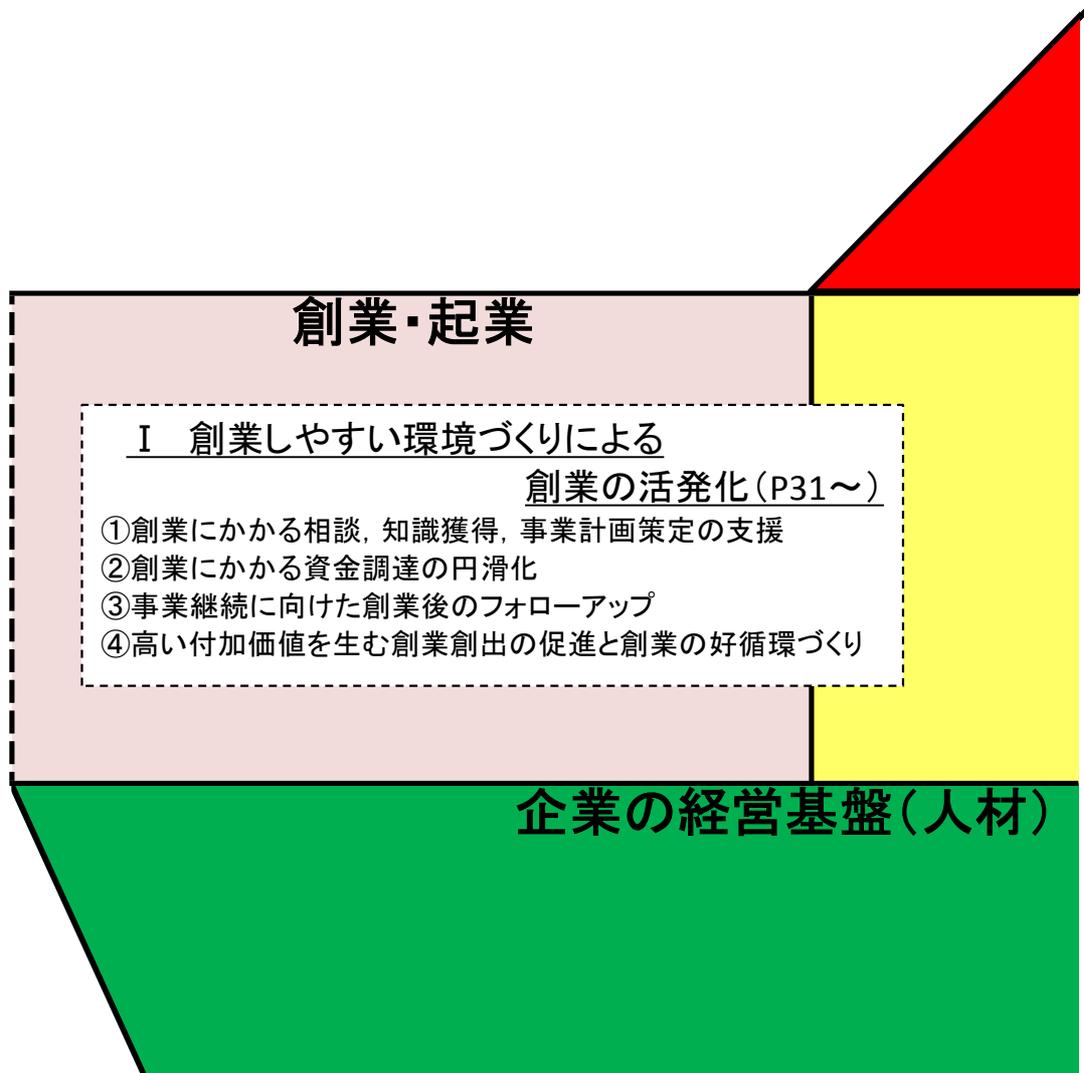
### <基本的な考え方>

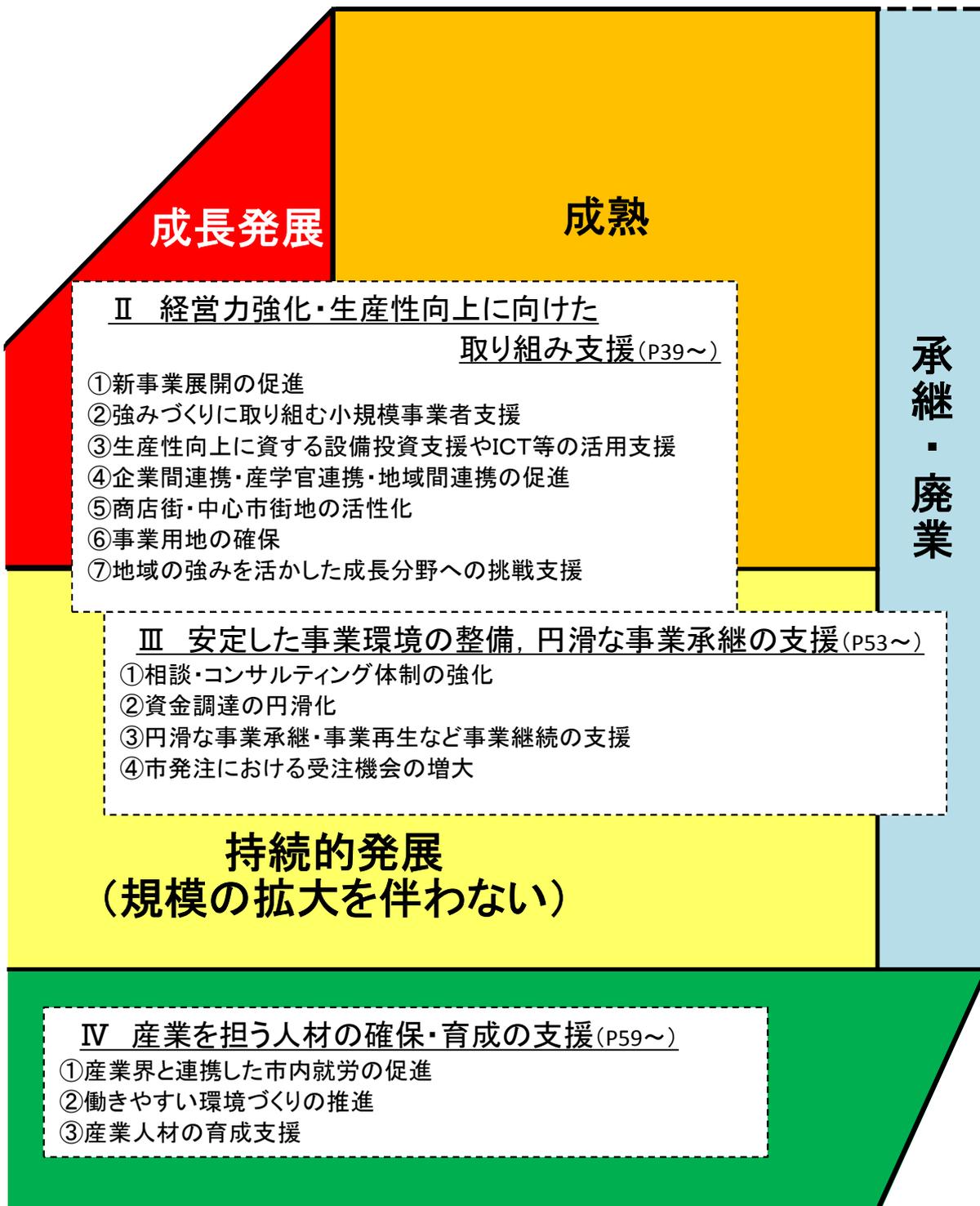
- ・ 我が国の総人口は 2010 年以降減少局面に入っており、今後も長期の人口減少が見込まれ、本市においても人材・労働力不足が大きな課題となっています。新規学卒者の市内就労の促進はもとより、女性、高齢者、障がい者をはじめとした多様な人材が活躍できる場の拡大や、定着率の向上に向けた労働者が働きやすい職場づくりの取り組みが重要となっています。このことから、働き方改革や健康経営、労働者がやりがいをもって働くことのできる職場環境整備の取り組みを支援します。
- ・ 併せて、高校時代までに地元の企業を認知することが将来の職業選択に影響することから、市内企業を認知する機会の拡大にも取り組みます。

## 第4章 本市の施策の方向性

○施策の展開にあたり、中小企業のライフステージに沿った「4つの施策の方向性」を設定しています。

○方向性ごとに「具体的な取組事項」を示しています。





## I 創業しやすい環境づくりによる創業の活発化

### ①創業にかかる相談、知識獲得、事業計画策定の支援

- ・ 人口減少・少子高齢化の進行により、地域内のマーケット縮小や事業所の減少などが懸念されます。将来にわたって地域経済の活力を維持・向上させるには、創業による新たな産業の担い手の増加が不可欠です。
- ・ 創業の準備段階では、「事業に必要な専門知識、経営に関する知識・ノウハウの不足」を課題に挙げる割合が高く、また、創業に際し利用した支援としては創業・経営相談やインターネット等による情報提供を挙げる方も多くいます。こうしたサポートにより、創業までに経営、財務、人材育成、販路開拓など必要な知識を獲得し、熟度の高い事業計画を策定することが、創業の確度を高めることにつながります。
- ・ このことから、本市の産業支援機関である（公財）新潟市産業振興財団（新潟IPC財団）の専門人材をはじめ関係団体と連携し、創業に関する相談や知識・ノウハウの獲得、事業計画の策定支援、支援情報の発信など、創業を志す方がしっかりと創業できるよう、きめ細かい支援を行います。

□男女・年代別に見た、起業準備者が起業準備を始める際に利用した支援施策

		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
男性	34歳以下 (n=120)	インターネット等による 起業・経営に関する情報提供 (54.2%)	起業・経営相談 (48.3%)	起業・経営支援講座等 (35.8%)	起業家等支援ネットワーク構築・コーディネート (24.2%)	起業支援補助金・助成金 (23.3%)
	35～59歳 (n=177)	起業・経営相談 (59.3%)	インターネット等による 起業・経営に関する情報提供 (52.0%)	起業・経営支援講座等 (33.3%)	起業に伴う各種手続に係る支援 (27.1%)	起業支援補助金・助成金 (26.6%)
	60歳以上 (n=57)	インターネット等による 起業・経営に関する情報提供 (50.9%)	起業・経営相談 (47.4%)	起業に伴う各種手続に係る支援 (36.8%)	起業・経営支援講座等 (24.6%)	起業家等支援ネットワーク構築・コーディネート (22.8%)
女性	34歳以下 (n=126)	起業・経営相談 (53.2%)	インターネット等による 起業・経営に関する情報提供 (39.6%)	起業・経営支援講座等 (31.0%)	起業に伴う各種手続に係る支援 (23.8%)	保育施設や家事支援、介護支援等の家庭との両立支援 (23.0%)
	35～59歳 (n=149)	起業・経営相談 (52.3%)	インターネット等による 起業・経営に関する情報提供 (40.3%)	起業・経営支援講座等 (26.8%)	起業に伴う各種手続に係る支援 (20.1%)	起業支援補助金・助成金 (20.1%)
	60歳以上 (n=38)	起業・経営相談 (52.6%)	インターネット等による 起業・経営に関する情報提供 (50.0%)	起業家等支援ネットワーク構築・コーディネート (28.9%)	保育施設や家事支援、介護支援等の家庭との両立支援 (26.3%)	再チャレンジ支援融資 (23.7%)

資料：中小企業庁「中小企業白書 2017」

<具体的な取組事項>

○専門人材による相談体制の整備

- ・新潟IPC財団ビジネス支援センターに配置した専門人材により、創業相談やセミナーを通じた事業に必要な知識の獲得、事業計画の策定を支援。

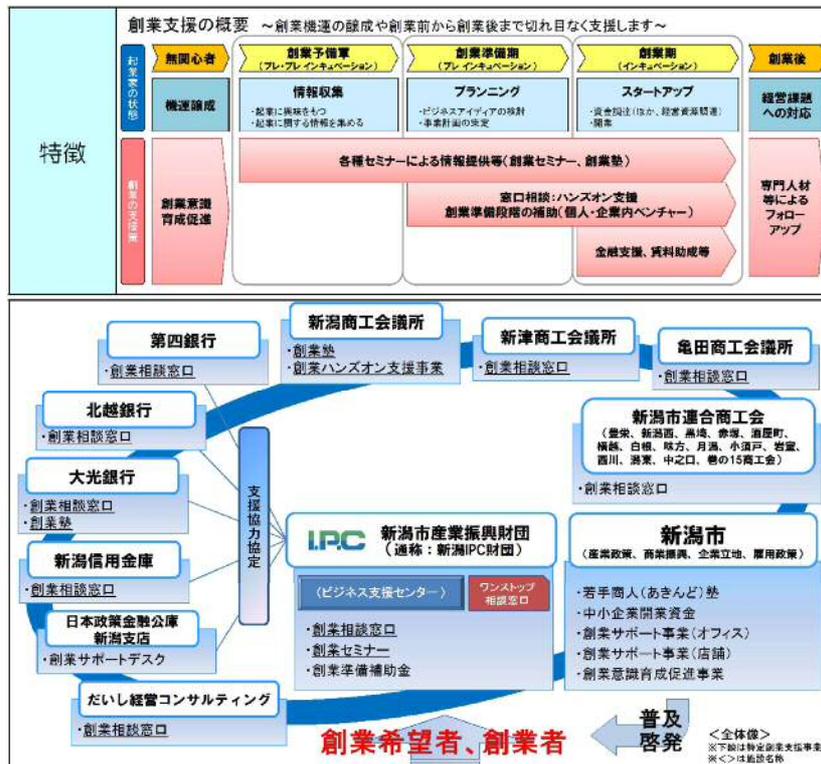
○創業支援等事業計画に基づく支援団体間の連携強化

- ・『新潟市創業支援等事業計画』に基づき、商工団体や金融機関等と連携して、相談・セミナーを行うほか、支援情報の共有や必要な施策の検討など、一体的な支援が実施できるよう連携を強化。

○創業支援情報等の発信

- ・市ホームページや新潟IPC財団ホームページ、メールマガジン、SNSなどを通じて、関係団体が実施する支援情報等を一元的に提供。
- ・身近な成功事例はもとより、上手くいかなかった事例などから創業に際して大切なポイントを紹介するなど、創業の確度を高める情報提供。

□新潟市創業支援等事業計画の概要



## ②創業にかかる資金調達の円滑化

- ・ 創業の準備段階では、「資金調達ができていない」ことを課題に挙げる割合が最も高くなっています。また、創業後1～2年は、知名度や信用力の低さから顧客の獲得が進まない、顧客が定着しづらい場合もあり、資金的に厳しい時期であると言われていています。関係団体との意見交換でも、創業期の資金的に厳しい時期を支え、事業継続につなげる重要性について意見がありました。
- ・ このことから、金融機関等と連携した創業前後の資金調達の円滑化や、創業後の賃料補助など、創業や事業継続を支援します。

□男女・年代別に見た、起業準備者が起業できていない理由

		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
男性	34歳以下 (n=166)	資金調達ができていない (31.9%)	事業に必要な専門知識、経営に関する知識・ノウハウの不足 (16.9%)	周囲(家族・親戚、友人・知人、起業家・経営者等)に反対されている(16.3%)	起業への不安(収入の減少、失敗時のリスク等) (13.9%)	量的な労働力が確保できていない (12.7%)
	35～59歳 (n=259)	資金調達ができていない (34.7%)	事業に必要な専門知識、経営に関する知識・ノウハウの不足 (16.6%)	起業への不安(収入の減少、失敗時のリスク等) (15.1%)	質の高い人材(経理、営業、技術等)が確保できていない (12.7%)	販路開拓・マーケティングができていない (12.4%)
	60歳以上 (n=88)	資金調達ができていない (31.8%)	事業に必要な専門知識、経営に関する知識・ノウハウの不足 (21.6%)	起業への不安(収入の減少、失敗時のリスク等) (18.2%)	周囲(家族・親戚、友人・知人、起業家・経営者等)に反対されている(12.5%)	具体的な事業化の方法が分からない (11.4%)
女性	34歳以下 (n=169)	資金調達ができていない (31.9%)	事業に必要な専門知識、経営に関する知識・ノウハウの不足 (21.6%)	家庭環境の変化(結婚・出産・介護等) (17.8%)	起業への不安(収入の減少、失敗時のリスク等) (17.2%)	事業に必要な免許・資格が取得できていない (16.6%)
	35～59歳 (n=228)	資金調達ができていない (30.3%)	起業への不安(収入の減少、失敗時のリスク等) (19.7%)	事業に必要な専門知識、経営に関する知識・ノウハウの不足 (19.3%)	家庭環境の変化(結婚・出産・介護等) (12.7%)	製品・商品・サービス等の開発ができていない (11.4%)
	60歳以上 (n=49)	資金調達ができていない (26.5%)	販路開拓・マーケティングができていない (26.5%)	事業に必要な専門知識、経営に関する知識・ノウハウの不足 (20.4%)	健康・体調面の不安 (18.4%)	起業への不安(収入の減少、失敗時のリスク等) (16.3%)

資料：中小企業庁「中小企業白書 2017」

＜具体的な取組事項＞

○制度融資等による資金調達の円滑化

- ・ 長期固定金利で借りられる制度融資とそれにかかる信用保証料の補助や利子補給など，創業にかかる資金調達の円滑化を支援。

○賃料補助など創業後の厳しい時期を支える支援

- ・ 創業後の資金繰りが厳しい時期の店舗・事務所賃料補助など金銭面での支援。

### ③事業継続に向けた創業後のフォローアップ

- ・ 経営者としての経験がまだ浅い創業後すぐの時期では、経営課題に対する適切なフォローアップがより重要です。しかしながら、創業後の忙しさも相まって相談などで接点のあった支援機関との関係も希薄になり、創業後に軌道修正や方向転換が必要となっても相談できないケースや、新たなビジネス相手との接点づくりに苦慮している創業者も一定数存在するとの意見など、創業後のつながりづくりに関する課題が意見交換でも出されました。
- ・ また、創業に関する相談相手としては「家族・友人」に次いで「創業仲間や既に創業した先輩創業者」が多くなっています。創業後のフォローアップとしては、支援機関だけでなく、先輩創業者や創業者同士などとも新たなつながりができることで、悩みの共有やアドバイスを受けやすい環境ができ、事業継続だけでなく事業成長の促進にもつながると考えられます。
- ・ このことから、先輩創業者や創業者同士、支援機関などと様々なつながりをつくり・保ちながら創業・事業活動を行える環境を整えます。
- ・ また、創業後の厳しい時期を資金面からも支えることで、事業継続を後押しします。

<具体的な取組事項>

○支援機関とのつながり維持によるフォローアップの充実 **重点的取組 1**

- ・ 創業後一定期間も, 創業後の状況確認や必要な手続き・支援情報の周知等, 創業者と支援機関のつながり保持に資する情報の発信。

○創業準備者や創業者同士, 先輩創業者とのつながりづくり **重点的取組 1**

- ・ 創業準備者や創業者同士, 先輩創業者が集まる交流会の開催など, つながりづくりの場の提供。

○賃料補助など創業後の厳しい時期を支える支援【再掲】

- ・ 創業後の資金繰りが厳しい時期の店舗・事務所賃料補助など金銭面での支援。

### ④高い付加価値を生む創業創出の促進と創業の好循環づくり

- ・ 人口減少・少子高齢化が進行するなか、将来にわたって地域経済の活力を維持・向上させるには、既存中小企業の生産性向上が欠かせません。中小企業白書によれば、創業は産業の新たな担い手を増やすだけでなく、市場参入によって中小企業の生産性を押し上げる効果があることから、創業を通じた新たな需要や雇用の創出等が地域経済にとってますます重要になります。
- ・ 一方、従来にはない画期的な事業の創出は容易ではないことから、新規性・独自性の高いアイデアの創出から事業化までを支援することで、高い付加価値を生む創業創出を促進します。
- ・ また、創業に関心を持ったきっかけとして「周囲の起業家・経営者の影響」をあげる方が最も多くなっています。既に創業に関心を持っている創業希望者・創業準備者が円滑に創業することで、それにより創業に関心を持つ方が増えるという好循環を生むことが、創業の活発化につながります。
- ・ 加えて創業にとって先輩創業者は精神面の支えと共に実体験に基づいた様々なアドバイスを与えてくれる理想的な相談相手となり得ることから、先輩創業者が後輩創業者を育てる、創業が身近な選択肢となる環境を形成し、創業が活発化する好循環づくりを進めます。

□男女・年代別に見た、起業希望者・起業準備者が起業に関心を持ったきっかけ

		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
男性	34歳以下 (n=425)	周囲の起業家・経営者の影響 (36.7%)	勤務先の先行き不安・待遇悪化 (19.8%)	働き口(収入)を得る必要があった (19.3%)	勤務先ではやりたいことができなかった (18.4%)	周囲(家族・友人・取引先等)に勧められた (17.9%)
	35～59歳 (n=718)	周囲の起業家・経営者の影響 (34.7%)	勤務先ではやりたいことができなかった (25.1%)	勤務先の先行き不安・待遇悪化 (24.9%)	働き口(収入)を得る必要があった (18.4%)	事業化できるアイデアを思いついた (14.9%)
	60歳以上 (n=249)	時間的な余裕ができた (30.1%)	働き口(収入)を得る必要があった (20.5%)	周囲の起業家・経営者の影響(18.9%)	勤務先の先行き不安・待遇悪化 (18.5%)	事業化できるアイデアを思いついた (17.3%)
女性	34歳以下 (n=425)	周囲の起業家・経営者の影響 (38.4%)	家庭環境の変化(結婚・出産・介護等) (23.5%)	勤務先ではやりたいことができなかった (19.8%)	働き口(収入)を得る必要があった (18.8%)	周囲(家族・友人・取引先等)に勧められた (17.6%)
	35～59歳 (n=682)	周囲の起業家・経営者の影響 (25.8%)	家庭環境の変化(結婚・出産・介護等) (25.7%)	働き口(収入)を得る必要があった (22.3%)	勤務先の先行き不安・待遇悪化 (19.5%)	時間的な余裕ができた (15.1%)
	60歳以上 (n=182)	時間的な余裕ができた (26.4%)	家庭環境の変化(結婚・出産・介護等) (20.3%)	周囲の起業家・経営者の影響 (20.3%)	働き口(収入)を得る必要があった (17.0%)	周囲(家族・友人・取引先等)に勧められた (15.9%)

資料：中小企業庁「中小企業白書 2017」

<具体的な取組事項>

○高い付加価値を生む創業創出の促進と創業機運の醸成 **重点的取組 1**

- ・先駆者や市内の身近な创业者の考え方・経験を聞く機会や交流の機会など、アイデア創出のプロセスを学ぶ機会の提供と創業機運の醸成。

○創業準備者や创业者同士、先輩创业者のつながりづくり **重点的取組 1**

**【再掲】**

- ・創業準備者や创业者同士、先輩创业者が集まる交流会の開催など、つながりづくりの場の提供。

○既存企業の新事業創出支援 **重点的取組 2**

- ・既存企業の新事業創出支援による第二創業の促進。

## II 経営力強化・生産性向上に向けた取り組み支援

### ①新事業展開の促進

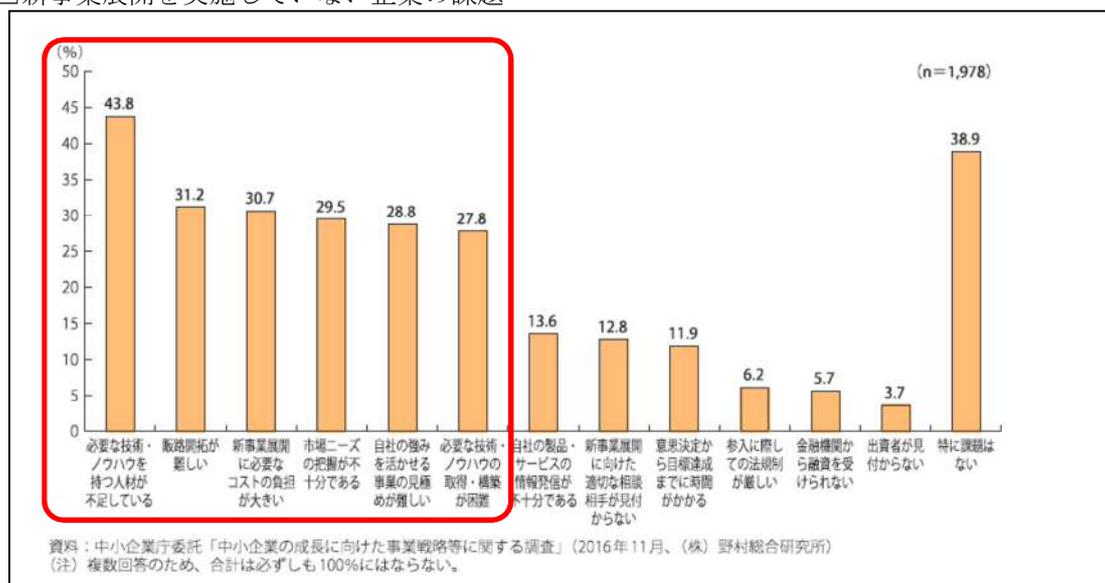
- ・ 既存の製品・サービスに対する需要は時間とともに変化し、中には市場から淘汰される製品・サービスも存在します。加えて技術革新、特にAIなど新技術が発展しつつあり、製品ライフサイクル(注1)の短縮化や情報通信技術の発展による消費者行動の多様化など市場環境が大きく変化しています。

注1：製品が市場に投入されてから衰退するまでの経過。

- ・ このような状況の中で中小企業の継続した成長のためには、既存事業にこだわらない、変化に対応した新市場の開拓や新製品の開発、多角化や事業転換といった、新事業展開による付加価値の創造や向上を図る取り組みがより重要となります。
- ・ 一方、市内景況調査でも、新事業展開については今後の取組希望の割合と現在の実施割合に隔たりがあるなど、中小企業にとって、ノウハウの不足やコスト面の負担が障害となっていることから、新潟IPC財団の専門人材等による伴走型支援や県外・海外バイヤーとのマッチングをはじめ、関係機関と連携した支援を行います。また、パブリシティ(注2)などで積極的に成功事例を発信するなど、中小企業の新事業展開を促進します。

注2：企業・団体・官庁などが、その製品・事業などに関する情報を積極的にマス・コミに提供し、マスメディアを通して報道として伝達されるよう働きかける広報活動。

#### □新事業展開を実施していない企業の課題



資料：中小企業庁「中小企業白書2017」

<具体的な取組事項>

○付加価値の高い製品・サービスの創出支援 **重点的取組2**

- ・ 付加価値の高い事業アイデア創出のプロセスを学ぶ機会の提供や事業計画の策定支援など、付加価値の高い新事業展開の支援。
- ・ 農産物等各区の地域資源を活かした商品・サービス創出の支援。

○県外・海外展開を含めた販路・需要開拓の支援 **重点的取組2**

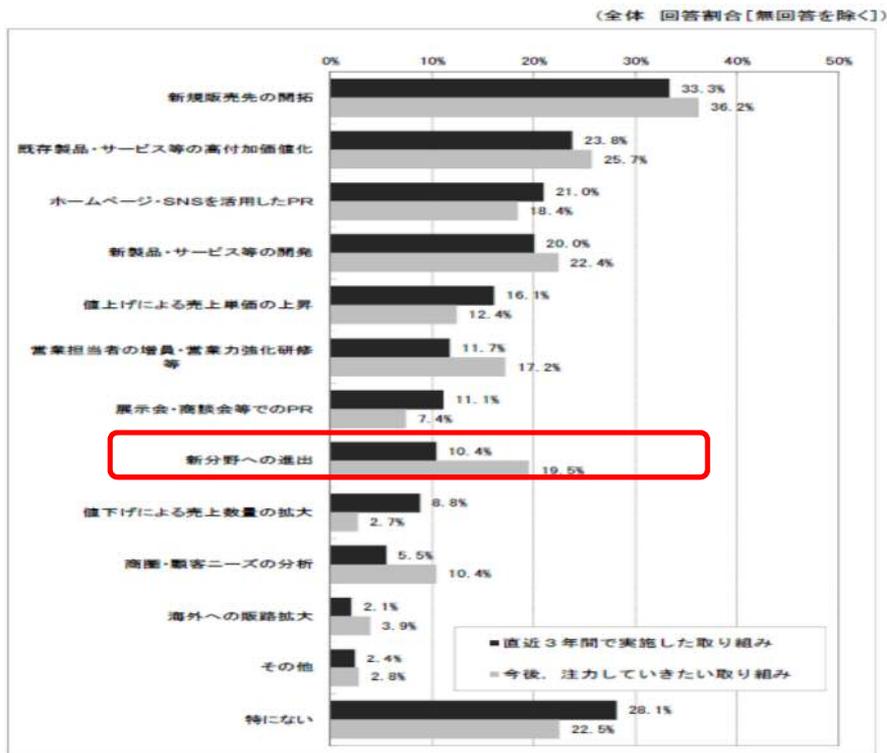
- ・ 事前調整型商談会の開催や見本市への出展支援など、市内中小メーカーと県内外のバイヤーとの商談機会の提供。
- ・ 食など海外での輸出商談会や販売プロモーションの実施、貿易に関するセミナー等の開催。

○ICTをはじめとしたイノベーション創出の支援 **重点的取組2**

- ・ 新産業の創出や中小企業等の交流・共創のための場づくりを通じたイノベーション (注) 創出の支援。

(注) それまでのモノ・仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出して社会的に大きな変化を起こすこと

□生産・受注・売上の増加を図るために、直近3年間で実施した取り組みと、今後注力していきたい取り組み比較

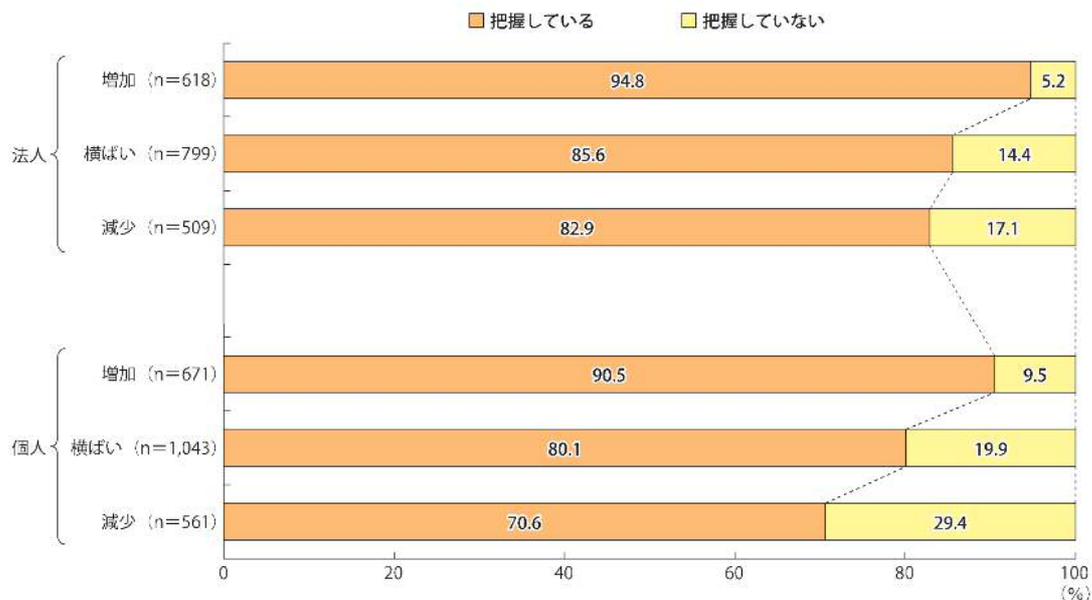


資料：平成28年下期新潟市景況調査より産業政策課作成

## ②強みづくりに取り組む小規模事業者支援

- ・ 経済のグローバル化，大型店や全国チェーン店との競争，インターネット通販を始めとした多様な消費行動の広がり，人口減少に伴う長期的な地域のマーケットの縮小など，小規模事業者をとりまく環境は厳しさを増しています。こうした状況の中，小規模事業者にとって，他社や規模の大きな企業が真似することのできない技術やノウハウなどの「強み」を持つことがますます重要になっています。
- ・ 小規模事業者の強みとして，顧客との距離の近さや地域に根付いた事業活動，意思決定の速さなどを活かした「顧客ニーズの把握力」，「要望に応じた柔軟な製品・サービスの提供」，「充実したアフターサービスの提供」などが挙げられます。経営環境の変化を見極めながら，こうした価格以外の強みを見つけ，磨き上げ，伝えることで，売り上げの増加など事業継続につなげていく必要があります。
- ・ 一方で，自社の強みの把握方法や活用方法に課題を抱える企業も多く，第三者からの評価や支援機関の相談・コンサルティングなどの支援が重要となっていることから，関係団体と連携しながら，小規模事業者の強みづくりの取り組みを支援します。

□組織形態別・売上高傾向別に見た，自社の強みの把握状況



資料：中小企業庁委託「小規模事業者の業績向上に向けた取組み等に関する調査」(2016年12月、(株)野村総合研究所)

資料：中小企業庁「小規模企業白書2017」

＜具体的な取組事項＞

○成功事例の発掘・共有 **重点的取組3**

- ・相談・コンサルティング機能を活かし、小規模事業者が取り組む、強みの発見、強みづくりや磨き上げに関する支援。

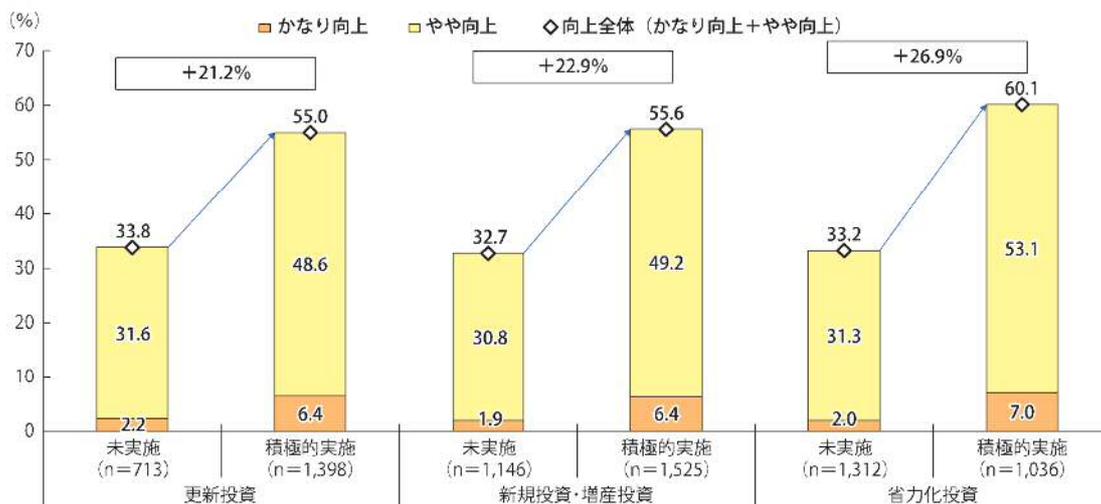
○次世代まで続く魅力ある店舗づくり支援 **重点的取組3**

- ・社会経済情勢の変化に対応しながら次世代までの継続を見据えた魅力的な店舗づくりの支援。

### ③生産性向上に資する設備投資支援やICT等の活用支援

- ・ 中小企業が成長発展または持続的に発展するには、業種を問わず、労働生産性を向上させる必要があります。中小企業白書によると、更新投資、新規投資・増産投資、省力化投資のいずれの目的でも設備投資を実施した企業は労働生産性を向上させていることから、積極的な設備投資が重要となります。しかしながら、中小企業の労働生産性は伸び悩んでおり大企業との差も拡大傾向にあるなか、所有している設備は特に老朽化が進んでいます。
- ・ また、市内景況調査によると、人手不足の緩和、解消のために実施している取組の割合と、今後強化したい取組の割合を比較すると、今後強化したい取組で「省力化投資（機械化、自動化、IT化等）」での割合の方が高くなっているなど、市内中小企業が設備投資やIT化により人手不足の解消を図ろうとする動きが見受けられます。
- ・ 生産年齢人口の継続的な減少が見込まれるなか、本市企業の労働生産性をみると、多くの業種において全国平均を下回っており、より一層の向上が求められることから、資金面での支援や、導入に際する専門家からのアドバイスなど、設備投資やICT等の活用による生産性向上を後押しします。

□設備投資実績と労働生産性の変化



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「人手不足対症に向けた生産性向上の取組に関する調査」（2017年12月）  
 (注) ここでいう投資の積極的実施とは、減価償却費や過去の実績と比較して、比較的高額の投資をいう。

資料：中小企業庁「中小企業白書 2018」

<具体的な取組事項>

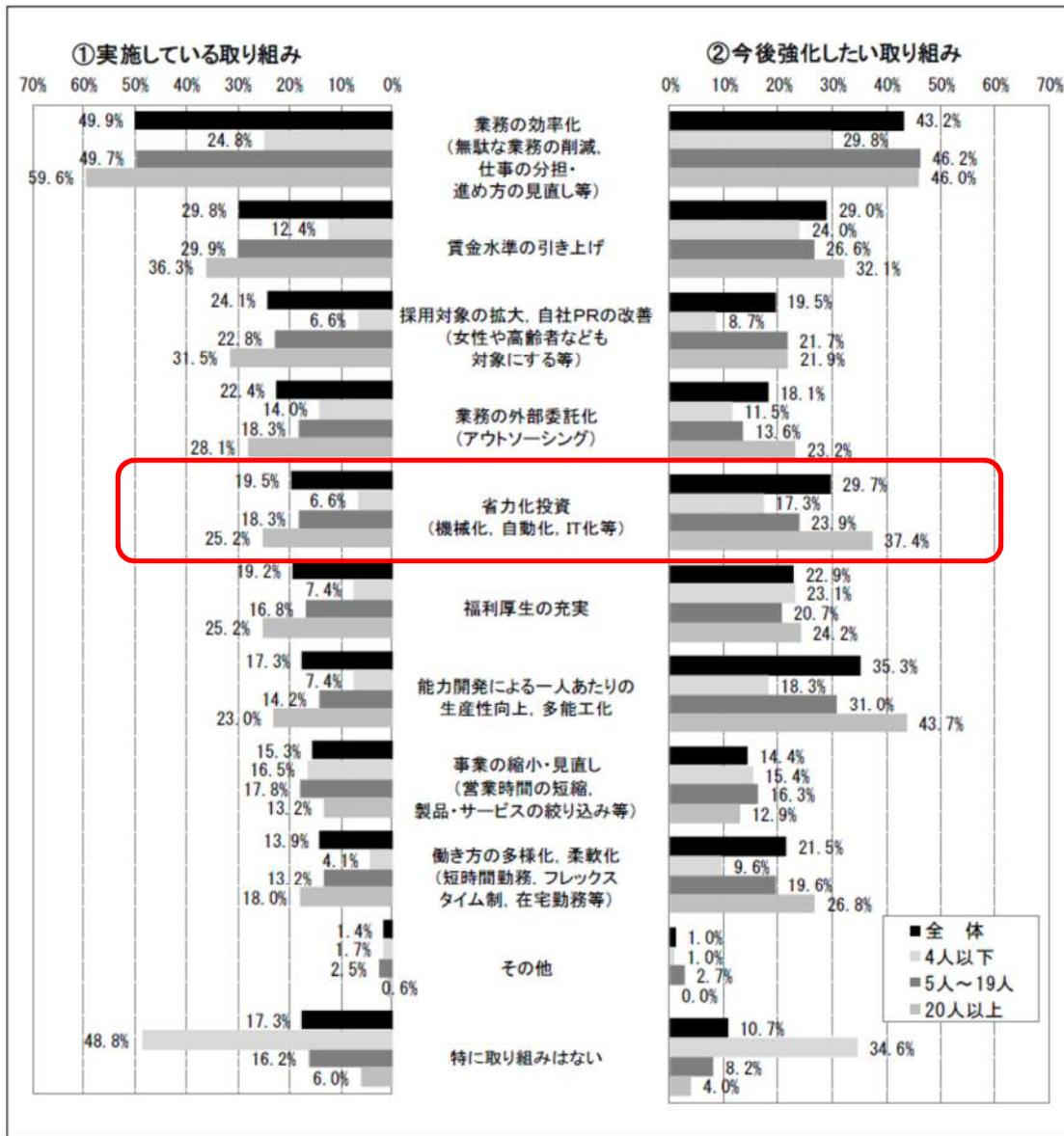
○生産性向上に資する設備投資の促進

- ・生産性向上に資する設備投資への資金面の支援。

○ICT等を活用した生産性向上の支援

- ・専門家によるセミナーや具体的な導入提案など、業務合理化に資するICT導入の促進。

□市内事業所の人材（人手）不足の緩和、解消のために実施している取組と今後強化したい取組



資料：平成29年度下期新潟市景況調査より産業政策課作成

#### ④企業間連携・産学官連携・地域間連携の促進

- ・市場ニーズの変化は、今後さらに速くなると予想され、新たな製品やサービスを提供し続けることが不可欠です。中小企業は大企業に比べて専門的な人材をはじめ経営資源に限られることが多いことから、他の中小企業や大学・公的産業支援機関と連携し、それぞれが持つ強みや資源を組み合わせることで新しい付加価値を生み出していくことがますます重要となっています。
- ・本市では新潟IPC財団の専門人材や新潟バイオリサーチセンターのコーディネーターにより産学官連携、企業間連携を支援していますが、関係団体との意見交換では産学官連携を経験していない企業ほどコーディネーターの存在が重要との意見もあり、関係団体との連携など本市に集積する多様なネットワークを活かして企業間連携・産学官連携のコーディネートを進めます。
- ・また、本市では、総務省の連携中枢都市圏構想推進要綱に基づいて近隣7市3町1村と連携協約を締結し、各種連携事業を推進しています。関係団体との意見交換でも地域間の連携をさらに進めるべきとの意見があるなど、厳しい地域間競争を生き残っていくためには、経済的な一体性を有する周辺自治体と連携し、圏域全体の活性化を図っていく必要があることから、販路拡大や創業など自治体間でのさらなる連携を進めます。

##### <具体的な取組事項>

###### ○コーディネーターによる企業間連携・産学連携の促進 **重点的取組2**

- ・コーディネーターによるマッチングや、特定のテーマに関するセミナーや勉強会など企業や研究機関が出会う機会の創出。

###### ○広域都市圏連携協定を活かした地域間連携の推進

- ・産業見本市や創業をはじめ、新潟広域都市圏ビジョンに基づく連携事業の追加・拡充。

## ⑤商店街・中心市街地の活性化

- ・ 近郊の居住人口の減少や郊外型大型店の進出に加え、消費者の節約志向やインターネット通販をはじめとした消費行動の多様化などにより、商業者や商店街は厳しい状況におかれています。多くの地方都市と同様に、本市でも比較的小規模な事業所の減少に加え、商店街の空き店舗数は増加傾向にあり、地域経済の低迷や地域の賑わい、コミュニティの拠点としての機能の低下が懸念されます。また、古くから商業の中心地として本市の発展を支えてきた古町地区では、中央区役所移転や大和跡地再開発ビルの完成、大型商業施設の撤退など大きな環境変化が予想されます。
- ・ このような状況のなか、魅力ある店舗の増加はもとより、地域資源を活かしたまち歩きや体験イベントなどでも商店街を訪れてもらえるよう、地域の特性を活かしたコミュニティの創出を図ることが必要です。商店街や中心市街地といったエリア全体の活性化戦略を考え、マネジメントする組織や人材を育成することで、よりまちの魅力が高まります。にぎわいがさらなるにぎわいを生む好循環ができ、結果的に商店街や中心市街地を形成する小規模事業者の事業継続や成長発展にもつながります。
- ・ このことから、魅力ある店舗の増加促進とともに、商店街・中心市街地の活性化の取り組みを一体的に支援します。

### <具体的な取組事項>

#### ○地域の拠点となる商業地の活性化に向けた計画策定支援、地域のにぎわいづくりや施設整備などの支援 **重点的取組3**

- ・ 商店街や中心市街地といったエリア全体の活性化の方向性、方策の計画づくりと、実際の取り組みを行う際の支援。
- ・ 商店街単独では整備が困難な共同施設等の整備、維持管理の支援。

#### ○市役所庁舎再編などの機会を捉えた官民一体となったエリア活性化の検討

#### **重点的取組3**

- ・ 地元商業者や経済団体とともに、市役所庁舎再編の好機を活かした古町活性化に係る平成29年度の検討を踏まえた官民協働による実践に向けた取り組みの強化。

## ⑥事業用地の確保

- ・近年の好調な企業立地の結果、市内の工業用地が減少しており、その確保が喫緊の課題となっています。本市では、新たな工業用地確保を戦略的に推進していくため、2017年3月に策定した『新潟市企業立地プラン』(注)に基づき、民間提案から候補地8地区を絞り込み、国・県等関係機関と相談を行うとともに、同年10月に工場立地法に基づく緑地面積率を緩和するなど、既存工業用地の有効利用についても進めてきました。

注：本市の製造業を中心とする産業の発展の諸施策のうち、短中期的に取り組むべき方向性を明らかにするため、策定した計画。2022年度を目標年次とし、施策展開の基本的な考え方を整理したもので、基本戦略を「産業活力拠点の形成」とし、新たな工業用地の確保を主眼としながら、既存の工場敷地の高度化や、用地確保とともに進める工業振興施策について記載。

- ・また、新潟駅、万代、古町地区に集中する主要オフィスビルにおいては、OAフロア未敷設などの物件が多く見受けられ、市外・県外のICT関連企業の進出ニーズに沿ったオフィスフロアが不足している状況となっています。
- ・こうしたことから、市内企業の拡張ニーズや進出ニーズに対応するため、新たな工業用地創出に向け関係機関との相談しながらの作業や、まちなかのオフィス需要への対応を、官民一体となってスピード感を持って推進します。

### <具体的な取組事項>

#### ○新たな工業用地の創出 **重点的取組2**

- ・候補地8地区での新たな工業用地創出及び企業誘致の官民一体となった取組。

#### ○民間と連携したまちなかオフィスの創出 **重点的取組2**

- ・民間ビルのリフォームを支援し、ICT企業等のさらなる立地を一体的に推進。

## ⑦地域の強みを活かした成長分野への挑戦支援

- ・ 市内事業所の事業従事者一人当たりの付加価値額は 20 政令市中低位となっています。市内中小企業が将来にわたって成長、持続的に発展するためには、国内外の新しい成長機会を積極的に取り込んでいくことが重要です。
- ・ 本市では、総合計画『にいがた未来ビジョン』や『新潟市まち・ひと・しごと創生総合戦略』において航空機産業と食関連産業を成長産業と位置づけているほか、2017 年度に地域未来投資促進法（注1）に係る『新潟市・聖籠町基本計画』（注2）を策定し、航空機をはじめとする成長ものづくり分野や食品・バイオ関連分野、情報通信関連産業の集積を活用した第4次産業革命分野など6つを、地域経済をけん引する分野に定めています。

注1：地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するため2017年に制定された法律。地域の特性を生かした成長性の高い新たな事業に挑戦する企業を、税制（法人税・所得税、県税、市町村税の減税）、各種補助制度、規制特例等との連携により支援する。

注2：地域未来投資促進法に基づき、新潟県、聖籠町と2017年12月に策定した基本計画。

- ・ 中でも「航空機産業」「先端技術を活用した産業」「食関連産業」については、新潟県総合計画『にいがた未来創造プラン』においても「成長産業の創出・育成」として位置づけられています。
- ・ 民間企業のほか、本市に集積する大学や研究機関、県や国などと連携し、地域の強みを活かすとともに、特区（国家戦略特区）の規制緩和も活用しながら、国内外において市場の成長が期待される分野への参入を促進し、AIなど先端技術の活用により新たなビジネスの創出や生産性の向上を図り、市内中小企業の高付加価値化を推進します。

<具体的な取組事項>

○航空機産業，先端技術を活用した産業，食関連産業など

成長分野での挑戦支援 **重点的取組2**

- ・航空機産業に参入する中小企業の高度技術獲得と生産技術者の育成支援や参画企業等との商談会参加などを通じた受注獲得を支援。
- ・A I など先端技術を活用した全産業的な生産性向上や人手不足対策，先端技術による新しいビジネスの創出に向け，本市の多様なフィールドを活用した様々な実証事業や事業創出を促進
- ・農産品のブランド化など農業の活性化から，食品の高付加価値化支援，料理人の育成，飲食店への波及まで，食関連産業に関わる市内中小企業の挑戦を組織横断的に支援。

○特区の規制緩和を活用した成長分野への参入支援

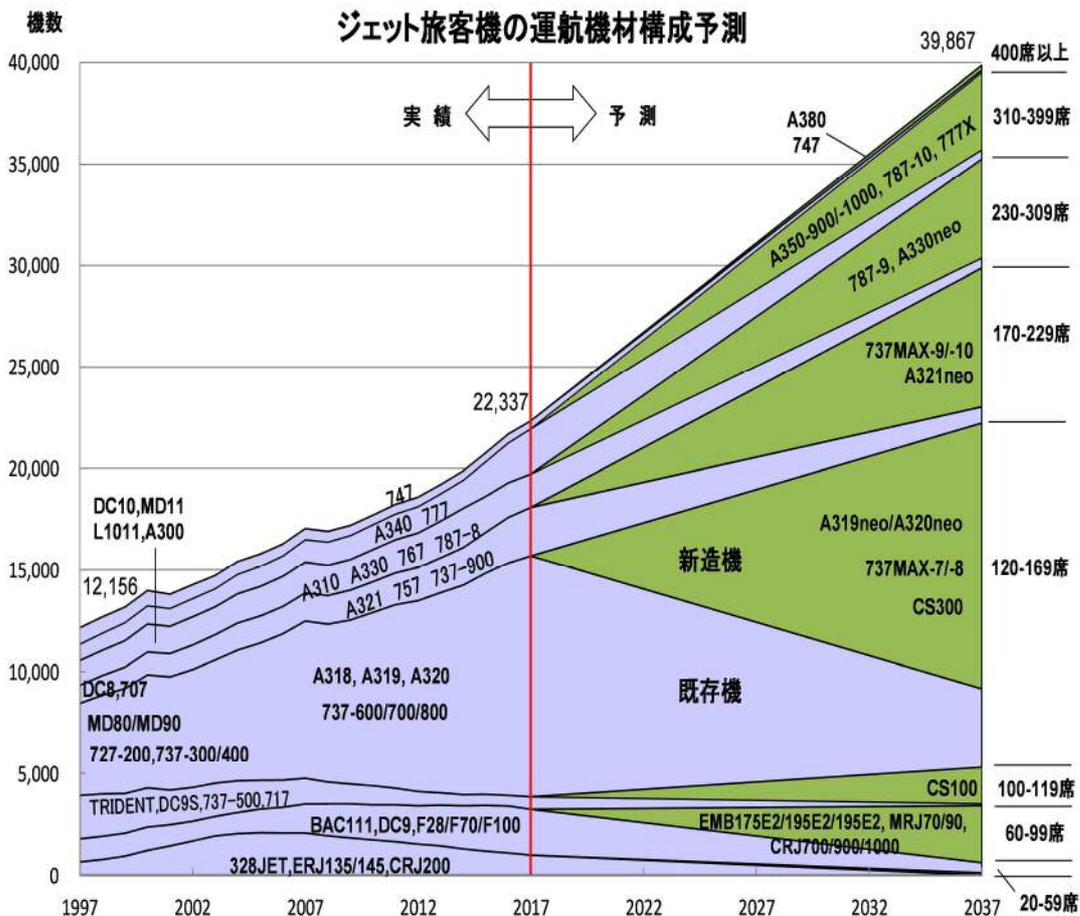
- ・現在活用している規制緩和以外にも市内企業のビジネスチャンスを拡大する規制緩和の検討。

**航空機産業**

- ・ 民間航空機市場は、年率約5%で成長すると見込まれる成長市場であり、航空機産業全体では、国内生産額は、過去5年間で1.1兆円から1.8兆円(2015年)に増加し、2030年には3兆円を超えると期待されています。
- ・ 本市の製造業の付加価値額のうち 約3割が機械・金属関連産業となっており、航空機部品製造に適した中小企業が集積した地域です。2010年にNIIGATA SKY PROJECT(注)として事業を開始して以降、特殊工程の国際認証を有する航空機部品の共同工場が2工場立地し、多工程一貫受注に向けての体制づくりが進んでいます。

注：新潟地域における産学官連携による航空機関連産業支援の取組みの総称。

□ジェット旅客機の運航機材構成予測



資料：一般社団法人日本航空機開発協会「民間航空機に関する市場予測」

### 先端技術を活用した産業

- ・ 我が国そして世界を取り巻く環境は大きな変革期にあるなか、AIなど、社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、国でもこれら先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会であるSociety5.0の実現を目指しています。
- ・ 本市には、ソフトウェア産業のほかコンタクトセンター（注1）やBPO（注2）センターを含め情報通信関連産業が集積し、県内情報通信業の付加価値額の8割を占めているほか、情報系学科のある教育機関についても2大学、10専修学校が所在しています。また、農業分野での先端技術活用の実証フィールドとして着目されるなど、VR（仮想現実）、AR（拡張現実）に通じるコンテンツ産業（注3）、AIを活用したビッグデータ収集につながるインターネット広告業を含めて、先端技術を活用する産業の素地が整っています。

注1：企業において顧客への対応業務を専門に行う事業所・部門。

注2：企業が経理・総務など事務処理部の業務をそっくり外部の企業や会社に委託すること。

注3：映画、アニメ、ゲーム、書籍、音楽等の制作・流通を担う産業の総称。

□Society5.0の実現による経済発展と社会的課題の解決の両立

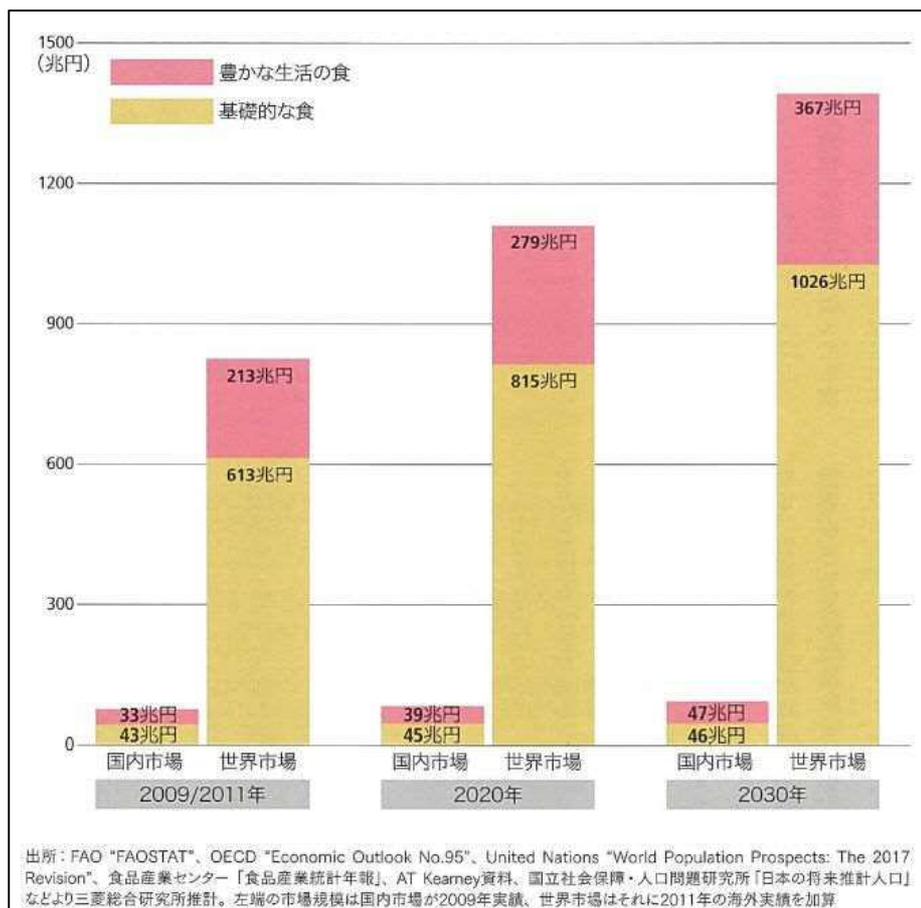


資料：内閣府「Society5.0「科学技術イノベーションが拓く新たな社会」説明資料」

### 食関連産業

- ・ 人口が減少する我が国でも、余暇や特別な日の食事、楽しむための食生活の需要や健康ビジネス需要、インバウンドにおける日本食・食文化体験の需要の増加など、市場拡大が見込まれています。国外でも、アジアにおける中間層の増加や世界的な人口増に伴う食糧需要の増加など、国内外で食関連産業の市場拡大が見込まれています。
- ・ 本市では、第一次産業である稲作を中心とする高い農業生産力を背景に食料品製造業の製造品出荷額等が2割超と第二次産業の製造業において最大の割合を占めています。第三次産業の飲食サービスや小売りなど他の産業と併せて事業所数・従業者数ともに本市の約2割を占めているなど、食関連産業は本市産業の牽引役となっています。

□食関連産業の市場規模予測



資料：三菱総合研究所「フロネシス 18号」より抜粋

### Ⅲ 安定した事業環境の整備，円滑な事業承継の支援

#### ①相談・コンサルティング体制の強化

- ・ 中小企業を取り巻く経営環境は日々変動しており，経営上の課題はさらに複雑化・多様化することが予想されます。また，小規模事業者が価格以外の強みを見つけ，磨き上げることがますます重要となる一方，自社の強みの把握方法や活用方法に課題を抱える企業も多く，相談・コンサルティングなどの支援が重要となっています。
- ・ 本市では，新潟IPC財団ビジネス支援センターに専門人材を配置し，経営全般の相談から販路拡大，新技術・新商品開発などの新事業展開など，高度化・専門化する中小企業の経営課題に対応しています。
- ・ また，市内の商工会議所や商工会においても身近な相談窓口として，中小企業の課題解決に向けて経営相談・経営指導を行っているほか，市内の金融機関，中小企業団体など，多様な機関・団体が様々な支援を行っています。
- ・ 新潟IPC財団ビジネス支援センターにおける専門人材の強化により，伴走型支援も含めた相談・コンサルティング機能の充実を図るほか，商工会議所・商工会，中小企業団体，市内の金融機関などと連携して一体的な相談・コンサルティング体制を構築しながら，中小企業の経営課題解決に対応します。

□新潟IPC財団ビジネス支援センターにおける相談件数の推移



資料：産業政策課作成

<具体的な取組事項>

○専門人材による相談・コンサルティング機能の充実 **重点的取組3・4**

- ・新潟IPC財団ビジネス支援センターにおける伴走型支援も含めた専門人材相談，外部専門人材の活用など，高度化・専門化する課題解決に柔軟に対応する機能の充実。
- ・必要に応じた出張相談，インターネットを介した相談など相談しやすい環境整備。

○関係団体と連携した相談体制

- ・連携協定を結ぶ金融機関をはじめ，各支援団体と役割分担に応じて情報を共有し，連携した相談の実施。

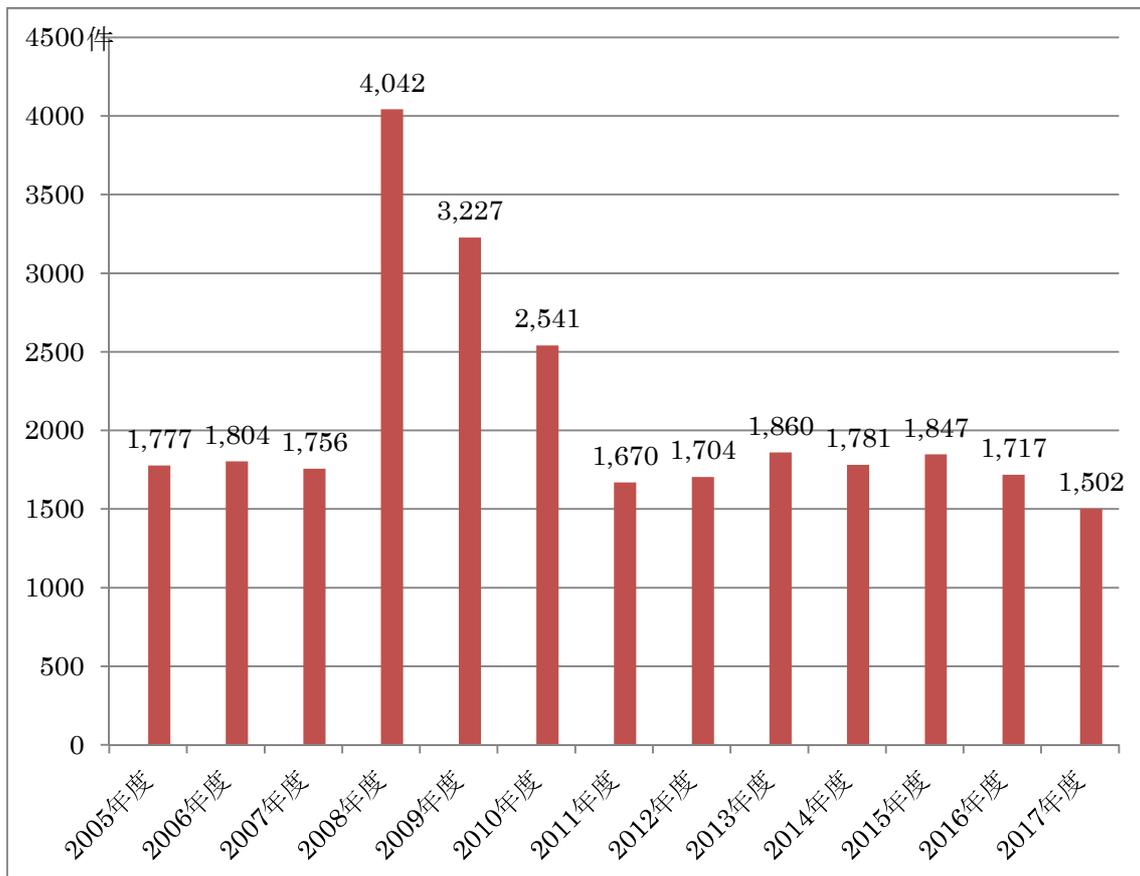
○商工団体等による経営改善指導，経営支援の実施

- ・商工団体等への補助等を通じ，身近な場所で経営改善指導や経営支援の実施。

## ②資金調達の円滑化

- ・ 中小企業は、景気の動向等によって資金繰りに影響を受けやすく、また、大企業などに比べ担保力や信用力が乏しい場合もあり、民間金融機関からの資金調達が困難になる場合があります。
- ・ 本市では長期固定金利の様々な制度融資メニューの用意に加え、信用保証料の補助、利子補給など、中小企業が必要とする事業資金の円滑な調達を支援しています。
- ・ また、制度融資は市内中小企業のセーフティネットの役割を担っており、2008年の世界金融危機（リーマンショック）時には、新規貸付件数が大幅に増加しました。
- ・ 中小企業が事業を継続する、また成長発展する上で円滑な資金調達は大変重要な要素であり、今後も市内金融機関等との連携を図りながら円滑な資金調達の支援に取り組めます。

□市制度融資の新規貸付件数の推移



資料：商業振興課作成

＜具体的な取組事項＞

○多様な資金需要に対応した制度融資等の整備

- ・地域経済の状況や中小企業のニーズを把握し，多様な資金需要に対応した制度融資を整備することで，資金調達の円滑化を支援。

○小規模事業者配慮した制度融資等の整備

- ・信用保証料補助や利子補給など，比較的小口資金需要の高い小規模事業者配慮した制度融資の整備により，資金調達の円滑化を支援。

### ③円滑な事業承継と事業再生など事業継続の支援

- ・ 中小企業の経営者の高齢化などに伴い、事業承継が喫緊の課題となっています。国においては、2017年度からの5年間で事業承継支援の集中実施期間と位置づけ、中小企業の事業承継に関する5カ年の実施計画をとりまとめて支援体制や税制等の強化を図っており、本市においても、新潟IPC財団ビジネス支援センターにおいて、外部の専門人材を活用し、金融機関等と連携しながら相談体制の強化を図っています。
- ・ 意見交換のなかでは、円滑な事業承継に至るには、事業の将来性や安定性が重要な要素となる一方で、自社の状況について正確に把握していない中小企業も一定数存在するとの意見も多く寄せられました。このことから、関係機関と連携した企業の経営状況の分析などを通じて、円滑な事業承継・事業再生など事業継続を支援します。
- ・ また、大規模災害や広域停電など緊急事態が発生した場合でも事業を継続し、経済的損失を最小限に抑えるため、各企業が事業を継続するための計画の策定をはじめとしたリスクマネジメントの重要性が高まっていることから、セミナーなど民間企業とも連携して啓発を行い、危機管理能力の向上を支援します。

#### <具体的な取組事項>

##### ○関係団体と連携した企業の健康診断の推進による事業承継、事業再生の支援

##### 重点的取組4

- ・ 事業承継、事業再生の入り口となる中小企業の健康診断について、関係団体と連携して実施。
- ・ 新潟IPC財団ビジネス支援センターと関係団体と連携した事業承継相談の実施。

##### ○事業継続に資する計画策定の啓発

- ・ 災害などの緊急事態が発生したときに企業が損害を最小限に抑えて事業の継続、復旧を図るための検討や計画策定の必要性の啓発。

#### ④市発注における受注機会の増大

- ・ 厳しさを増す経営環境の中で、市発注において中小企業の受注機会を確保することは地域経済の活力を高める上で大変重要です。本市では、競争性、透明性、経済性等を原則に、公正な手続きにより中小企業の受注機会の増大に取り組んでいます。
- ・ 入札業者選定の際に市内事業者・区内事業者への優先的な発注を行うため、「新潟市物品調達等発注基準及び業者選定要綱」等に関連規定を設けているほか、小額工事等（100万円を超えない工事・修繕）の発注については、制度登録のあった市内事業者の優先的な発注に配慮しています。事務用品など物品の発注については、各所属における分割発注を進めています。
- ・ また、発注側である市各所属の契約担当者の入れ替えがある年度当初を中心に行われる契約事務に係る研修等で、本条例の趣旨を踏まえた受注機会の拡大に努めるよう周知・依頼を行っています。こうした取り組みを進めることで、2017年度は件数比率で94.6%、金額比率で79.5%が中小企業への発注となっています。
- ・ 引き続き、全所属に対して官公需施策の意義や施策の内容など周知徹底を図るとともに、先進事例を研究し導入を検討するなど、さらなる取組みを推進します。

#### <具体的な取組事項>

##### ○受注機会増大への配慮

- ・ 発注基準及び指名業者選定など関連規定に基づく受注機会の増大。
- ・ 「総合評価方式」、「分離・分割発注」、「官公需適格組合等の活用推進」など受注機会の増大に資する取組みの徹底。
- ・ 他都市の先進事例の研究と導入の検討。

##### ○市職員への普及啓発

- ・ 年度当初の職員の異動時期において、全所属長、契約事務・庶務担当者等に対する、受注機会の増大に関する研修・通知などさらなる周知徹底。

## IV 産業を担う人材の確保・育成の支援

### ①産業界と連携した市内就労の促進

- ・ 本市中小企業にとって人材・労働力不足が大きな課題となるなか、本市では、職業を理由とした20～24歳の県外への転出超過も多く、新規学卒者の市内就労の促進は喫緊の課題となっています。
- ・ 一方、新規学卒者の市内中小企業に対する認知度はまだまだ低く、市内中小企業の魅力向上とともに、その認知度の向上が重要となっています。
- ・ こうしたことから、産業界、大学等とも連携しながら、中小企業の情報発信はもとより、インターンシップやワークショップなど、中小企業との接点を増やすことで市内就労意識を醸成します。
- ・ 新規学卒者の就職に際しては、保護者の意向も大きく影響することから、保護者への情報発信も重要であり、金融機関と連携しながら情報発信を行います。
- ・ また、大学進学や就職等で県外に転出する前までに、地元の企業を認知することが将来の職業選択に影響することから、教育委員会とも連携して幅広い世代が市内企業を認知する機会の拡大に取り組みます。

#### <具体的な取組事項>

##### ○学生に向けた情報発信，市内就労意識の醸成

- ・ 産業界や大学等と連携したインターンシップ，ワークショップ，業界研究の実施などを通じた市内就労の促進。
- ・ 関係機関と連携した地元企業の魅力発信。

##### ○保護者に向けた情報発信

- ・ 保護者向け就職応援講座や業界研究セミナーの開催。
- ・ 金融機関と連携した市内就労に関する情報提供の実施。

##### ○学校教育等における市内企業の認知機会の拡大 **重点的取組5**

- ・ 教育委員会と連携し，小中高校の段階から市内企業を知る機会の提供，認知する機会の拡大。

## ②働きやすい環境づくりの推進

- ・本市においても、少子高齢社会の進行により生産年齢人口が減少し、人材・労働力不足が大きな課題となっており、従業員及びその家族の高齢化に伴う介護離職の増加も懸念されています。一方で、健康寿命の延伸、人生100年時代を見据えた国の動きなど、定年後も働く期間の延伸が予想されます。
- ・人手不足による売り手市場の状況では、中小企業の人材確保は厳しさを増しており、女性、高齢者、障がい者、外国人など多様な人材が活躍できる場の拡大や定着率の向上に向けた取組が急務となっています。
- ・こうしたことから、働き方改革の推進や健康経営の推進をはじめ、中小企業が取り組む働きやすい職場づくりを支援することで、中小企業の人材確保を後押しします。

### <具体的な取組事項>

#### ○働き方改革の推進支援 **重点的取組5**

- ・経営者向けセミナーや取組事例の紹介など、国・県・市の各種認証制度取得に向けた働き方改革への取組を支援。

#### ○健康経営の推進支援 **重点的取組5**

- ・従業員の健康保持・増進の取り組みが、将来的に収益性を高める投資であるとの考え方にに基づき、健康管理を行う事業所の認定制度や啓発の実施。

#### ○勤労者等の福利厚生支援

- ・中小企業・小規模事業者単独では取り組みづらい福利厚生事業・給付事業の支援。

#### ○女性、高齢者、障がい者、外国人など多様な人材の活躍への支援

- ・中小企業単独では難しい採用事務や従業員の研修等の共同実施による多様な人材の採用、定着率向上の支援。

### ③産業人材の育成支援

- ・ 有効求人倍率が高止まり新たな人材の確保が難しい状況のなか、規模の大きい事業者に比べ経営資源の中でも核心となる人材の重要性が相対的に高い中小企業が、環境の変化に対応し事業を成長発展・持続的発展させるためには、既存従業者・経営者自身のさらなる自己研鑽がより重要になります。しかしながら、人材育成に対してノウハウだけでなく時間的・資金的課題を抱えている中小企業も少なくありません。
- ・ このことから、各種セミナーの開催や民間企業が実施する職業訓練への支援を通じた技能向上など、中小企業が取り組みやすい環境づくりに配慮しながら、中小企業の人材育成の取組を支援します。
- ・ 関係団体との意見交換では、地元企業見学会の開催など自社を外部に紹介する機会があると、開催準備や地域の方との交流などを通して従業員が自社を見つめ直し、強みを再発見するなどモチベーションアップにつながるといった意見も出されたことから、中小企業と連携して新たな人材育成に取り組めます。

#### <具体的な取組事項>

##### ○セミナー等の充実によるビジネスに必要な知識・能力の向上支援

- ・ 中小企業のニーズに応じたビジネススキルの向上を支援。
- ・ 参加しやすい時間帯や価格、開催場所の設定など中小企業の参加促進策。

##### ○従業員のモチベーションアップなど中小企業と連携した人材育成支援

**重点的取組3・5**

- ・ 地域住民向けの地元企業見学会の実施など、自社を外部に紹介する機会の創出などモチベーションアップを通じた従業員の人材育成支援。

##### ○技術・技能の伝承支援

- ・ 伝統工芸をはじめ技術・技能の伝承に資する講習会等の開催支援や認知度向上の取組支援。

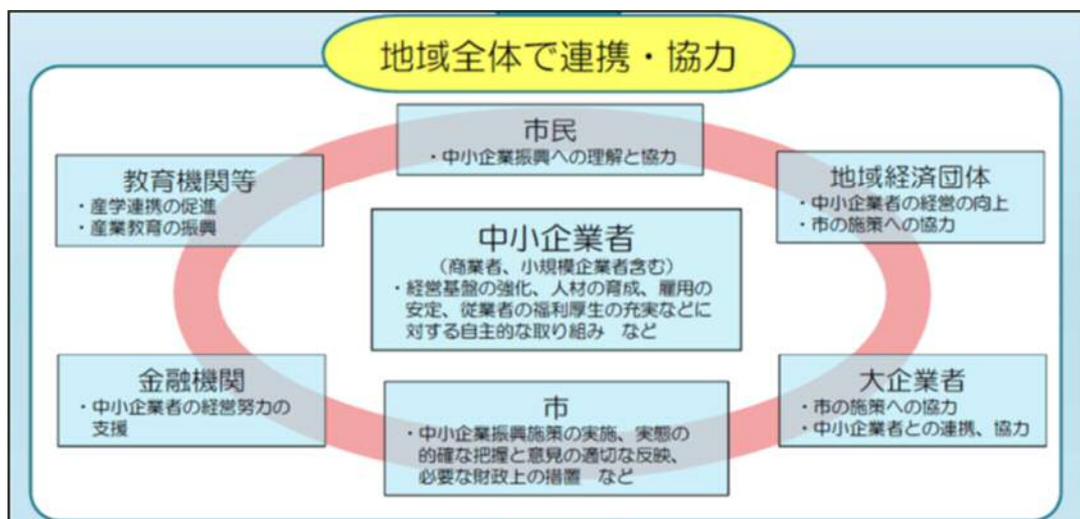
## 第5章 施策を推進するための仕組み

### (1) 関係団体との意見交換とPDCAサイクルの適切な運用

- ・ 中小企業の振興にあたっては、その実態を的確に把握し、意見を適切に施策へ反映させることが、より効果的な施策展開につながります。
- ・ 中小企業団体や関係団体との個別の意見交換をこれまで以上に実施するほか、テーマに応じて全体意見交換会を開催するなど、より協働して取り組みを進めます。
- ・ また、年2回実施する市内景況調査などで全体傾向の把握にも努めます。
- ・ こうした取り組みを通じて得た提案・知見は庁内で共有し、施策立案への適切な反映を図ります。実施する施策については、的確な情報発信を行うとともに、その成果等については、議会への報告や市民への公表を通して評価を行い、関係団体との意見交換などを通して改善を図るなど、PDCAサイクルの適切な運用により常に施策の改善を図りながら取り組みを推進します。

### (2) 関係機関の役割と連携

- ・ 条例では、市、中小企業者、小規模事業者、商業者等、大企業者、地域経済団体、教育機関等、金融機関、市民それぞれが果たすべき役割について規定されています。
- ・ 中小企業の振興は、中小企業の自主的な努力を尊重しながら、地域全体での取り組みが必要であることから、各関係者・団体それぞれが役割を果たすとともに、国・県等とも連携して取り組みを進めます。



第4章

【参考】本市の施策の方向性と

本市の施策の方向性（施策体系の全体像）

I 創業しやすい環境づくりによる創業の活発化	
	①創業にかかる相談，知識獲得，事業計画策定の支援
	②創業にかかる資金調達の円滑化
	③事業継続に向けた創業後のフォローアップ
	④高い付加価値を生む創業創出の促進と創業の好循環づくり
II 経営力強化・生産性向上に向けた取り組み支援	
	①新事業展開の促進
	②強みづくりに取り組む小規模事業者支援
	③生産性向上に資する設備投資支援やICT等の活用支援
	④企業間連携・産学官連携・地域間連携の促進
	⑤商店街・中心市街地の活性化
	⑥事業用地の確保
	⑦地域の強みを活かした成長分野への挑戦支援
III 安定した事業環境の整備，円滑な事業承継の支援	
	①相談・コンサルティング体制の強化
	②資金調達の円滑化
	③円滑な事業承継・事業再生など事業継続の支援
	④市発注における受注機会の増大
IV 産業を担う人材の確保・育成の支援	
	①産業界と連携した市内就労の促進
	②働きやすい環境づくりの推進
	③産業人材の育成支援

【参考】

重点的取組の関係	第3章 重点的取組
○専門人材による相談体制の整備 ○創業支援等事業計画に基づく支援団体間の連携強化 ○創業支援情報等の発信	
○制度融資等による資金調達の円滑化 ○賃料補助など創業後の厳しい時期を支える支援	
○賃料補助など創業後の厳しい時期を支える支援【再掲】 ○創業準備者や創業者同士，先輩創業者とのつながりづくり ○支援機関とのつながり維持によるフォローアップの充実	重点的取組 1 重点的取組 1
○高い付加価値を生む創業創出の促進と創業機運の醸成 ○創業準備者や創業者同士，先輩創業者とのつながりづくり【再掲】 ○既存企業の新事業創出支援	重点的取組 1 重点的取組 1 重点的取組 2
○ICTをはじめとしたイノベーション創出の支援 ○県外・海外展開を含めた販路・需要開拓の支援 ○付加価値の高い製品・サービスの創出支援	重点的取組 2 重点的取組 2 重点的取組 2
○次世代まで続く魅力ある店舗づくり支援 ○成功事例の発掘・共有	重点的取組 3 重点的取組 3
○ICT等を活用した生産性向上の支援 ○生産性向上に資する設備投資の促進	
○広域都市圏連携協定を活かした地域間連携の推進 ○コーディネーターによる企業間連携・産学連携の促進	重点的取組 2
○市役所庁舎再編などの機会を捉えた官民一体となったエリア活性化の検討 ○地域の拠点となる商業地の活性化に向けた計画策定支援，地域のにぎわいづくりや施設整備などの支援	重点的取組 3 重点的取組 3
○新たな工業用地の創出 ○民間と連携したまちなかオフィスの創出	重点的取組 2 重点的取組 2
○特区の規制緩和を活用した成長分野への参入支援 ○航空機産業，先端技術を活用した産業，食関連産業など成長分野での挑戦支援	重点的取組 2
○専門人材による相談・コンサルティング機能の充実 ○関係団体と連携した相談体制 ○商工団体等による経営改善指導，経営支援の実施	重点的取組 3・4
○多様な資金需要に対応した制度融資等の整備 ○小規模事業者配慮した制度融資等の整備	
○関係団体と連携した企業の健康診断の推進による事業承継，事業再生の支援 ○事業継続に資する計画策定の啓発	重点的取組 4
○受注機会増大への配慮 ○市職員への普及啓発	
○学生に向けた情報発信，市内就労意識の醸成 ○保護者に向けた情報発信 ○学校教育等における市内企業の認知機会の拡大	重点的取組 5
○働き方改革の推進支援	重点的取組 5
○健康経営の推進支援	重点的取組 5
○勤労者等の福利厚生支援 ○女性，高齢者，障がい者，外国人など多様な人材の活躍への支援	
○セミナー等の充実によるビジネスに必要な知識・能力の向上支援 ○従業員のモチベーションアップなど中小企業と連携した人材育成支援 ○技術・技能の伝承支援	重点的取組 3・5

# 新潟市中小企業振興基本条例(平成26年新潟市条例第55号)

新潟市は、開港五港の一つとして産業集積地の歴史や文化、環日本海に開かれた拠点性と都市機能を併せ持った政令指定都市である。

新潟市の歴史や文化を背景に、中小企業は、新たな産業を生み出し、雇用を確保、拡大し、市民所得の向上をもたらすなど、地域経済の振興や市民生活の向上に極めて重要な役割を担ってきた。

しかし、近年の人口減少や少子高齢化に伴う需要の減少、経済のグローバル化による競争激化等によって、中小企業を取り巻く環境は大きく変化し、自主的な努力をしてもなお経営力の低下が懸念される状況となっている。中小企業の衰退は、産業及び地域社会の衰退を招き、市民の生活に多大な影響を与える。中小企業は産業及び地域社会をけん引する力である。

特に商業者においては、地域経済の活性化のみならず、商店街を形成し、地域のにぎわいを創出するとともに、地域に密着した産業として地域コミュニティの形成に大きな役割を果たしている。

中小企業の振興が、新潟市の産業及び地域社会の発展に重要な役割を担うものであるとの認識を地域で共有するとともに、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市が地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、協働で地域経済の振興を進めるため、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、中小企業の役割の重要性に鑑み、新潟市の中小企業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、産業及び地域社会の発展を図り、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げるもので、市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。

(3) 商業者等 市内において小売業、サービス業その他の商業を営むもの、商店街において事業を営むもの及び大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗を設置するものをいう。

(4) 商店街等組織 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合(商業に係るものに限る。)又はこれらに類するもので市内に事務所を有するものをいう。

(5) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(6) 地域経済団体 商工会議所、商工会、事業協同組合その他市内における中小企業の振興を図ることを目的とする団体(商店街等組織を除く。)をいう。

(7) 教育機関等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館その他の教育、学術又は文化に関する事業を行うもので市内に設置された機関等及び市内においてこれらを行う機関等をいう。

(8) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行うものをいう。

(9) 市民 市内に住所、土地若しくは建物を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学している者をいう。

## (基本理念)

第3条 中小企業の振興は、産業及び地域社会の発展を目標に、中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を、国その他の機関の協力を得ながら、企業、市民及び市が一体となって推進することを基本とする。

## (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するとともに、中小企業者の実態を的確に把握し、意見を適切に反映するよう努めなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するために必要な財政上の措置を講じ、中小企業者に対する支援を行うよう努めなければならない。

3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、市産品の利活用の推進及び地域社会の発展に取り組む中小企業者の受注の機会の増大に努めなければならない。

4 市は、中小企業者相互及び中小企業者と大企業者との連携及び協力の促進に努めなければならない。

5 市は、中小企業の振興の重要性に対する市民の理解を深めるため、中小企業者と市民との交流及び連携を促進するよう努めなければならない。

6 市は、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に特別の配慮をするよう努めなければならない。

7 市は、商店街等組織及び地域経済団体と連携して商店街の活性化に関する施策を推進するよう努めなければならない。

8 市は、各区の特性をいかした中小企業の振興に努めなければならない。

#### (中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、事業活動を行うにあたっては、経営基盤の強化、人材の育成、雇用の安定及び従業員の福利厚生の実現に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、豊かで住みよいまちの実現に貢献するよう努めるものとする。

3 中小企業者は、地域経済の振興を図るため、市産品の利活用及び地域経済団体への加入に努めるものとする。

#### (小規模企業者の役割)

第6条 小規模企業者は、地域の特色を生かした事業活動に取り組むとともに、社会変化に対応して事業の持続的な発展を図るため、自主的、創造的かつきめ細やかな技術向上を図り、円滑かつ着実な事業の運営に努めるものとする。

#### (商業者等の役割)

第7条 商業者等は、自らの創意工夫により良質な商品及び魅力あるサービスの提供を図り、経営基盤の強化に努めるとともに、住みよいまちの実現に寄与するものとする。

2 商業者等は、地域コミュニティの担い手として、安心安全な地域づくりへの貢献に努めるものとする。

3 商業者等は、地域経済及び地域コミュニティの振興を図るため、商店街等組織に積極的に加入し、市が行う商業の振興に関する施策並びに商店街等組織及び地域経済団体が行う活動に協力するよう努めるものとする。

#### (大企業者の役割)

第8条 大企業者は、中小企業の振興が産業及び地域社会の発展に果たす役割の重要性を理解し、市が行う中小企業の振興に関する施策の実施に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、事業活動を行うにあたっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。

#### (地域経済団体の役割)

第9条 地域経済団体は、中小企業者の経営の向上に積極的に取り組むとともに、市が行う中小企業の振興に関する施策の実施に協力するよう努めるものとする。

#### (教育機関等の役割)

第10条 教育機関等は、中小企業者が第3条に規定する基本理念の実現に向けて取り組む事業活動に協力し、産学連携の促進及び産業教育の振興に努めるものとする。

#### (金融機関の役割)

第11条 金融機関は、事業活動を行うにあたっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者の経営努力を支援するよう努めるものとする。

#### (市民の役割)

第12条 市民は、中小企業者の活動が産業及び地域社会の発展と、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

#### (施策の基本方針)

第13条 市は、中小企業の振興に関する施策の実施にあたっては、第3条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) 中小企業の経営基盤の強化及び健全な発展に関すること。

(2) 中小企業の人材育成及び雇用の安定に関すること。

(3) 中小企業の振興に寄与する社会資本の整備及び改善に関すること。

(4) 中小企業の従業者の暮らしの向上に関すること。

(5) 中小企業に関する調査及び情報の収集、提供等に関すること。

(6) その他中小企業の振興に関すること。

#### (基本計画の策定)

第14条 市長は、前条の施策を総合的かつ計画的に推進するため、中小企業の振興に関する基本計画を策定するものとする。

#### (関係者との協働)

第15条 市は、中小企業の振興に関する施策の調査、検討にあたっては、中小企業者、商業者等、商店街等組織、地域経済団体等の関係者との意見交換及び協働の取り組みを継続的に進めるものとする。

#### (中小企業の振興に関する取り組みの公表)

第16条 市長は、毎年、中小企業の振興に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

#### (議会への報告)

第17条 市長は、毎年、中小企業の振興に関する施策の実施状況を議会に報告しなければならない。

#### (その他)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。



みなとまち。  
みらいまち。  
新潟市

---

## 新潟市中小企業・小規模事業者活性化プラン

2019年3月

発行者

新潟市

経済部産業政策課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

T E L 025-226-1610 F A X 025-224-4347

E-mail [sangyo@city.niigata.lg.jp](mailto:sangyo@city.niigata.lg.jp)

---